

# 京都府百年の年表

3 農林水産編

京 都 府

## 序

わたくしは、かねてから地方自治体は住民の暮らしの組織であるから、その組織をみんなでよりよいものにし、みんなの生活を高めていくことがたいせつであると考えております。

ところで慶應4年閏4月（明治元年6月）という明治維新の激動のなかで発足した京都府は、もっとも古い自治体の一つとしてさる昭和43年6月に100年を迎えたのであります。この間には文字どおり波らん万丈多くのできごとがありましたが、その中には今日なお問題をなげかけているものも少なくありません。今日、わたくしどもはこの100年を送り、次の新しい時代にふみこんでいくにあたって、あらためて京都府の歴史を振りかえり政治・経済・文化などの眞実の姿を知る必要があると思います。

このため、さきに京都府100年記念事業の一つとして100年の年表をつくろうと考え、昭和40年から着手いたしました。なにしろこの仕事は初めての試みであり、多くの困難が予想されました。しかし、さいわい各大学の研究室の熱心なご協力があり、また各方面からご支援を得ましてまとめることができました。この年表は、政治行政・商工・農林水産・社会・教育・宗教・建設交通通信・美術工芸・芸能の9部門からなり、100年の足跡をたてとよこの関係においてみるとができるようにしたものです。また、この年表をつくる基本といたしましては、総合資料館所蔵の新聞・簿冊・参考文献や民間資料をもとにして、できるだけたんねんに原資料にあたり客観的に事実をは握することにつとめてまいりました。しかし、残念なことにすでに資料が処分されてしまったりして、なお将来の研究にまたなければならないものも残っております。

さいわいに本書がふるさとの歴史を知る糸口となり、またみんなのいろいろな研究に役だてばこれにまさる喜びはありません。

昭和45年3月

京都府知事

鶴川虎三

## まえがき

明治維新によってわが国は近代国家としての道を歩み始めましたが、当時京都はそれを生み出す舞台となり先駆的な役割を果すとともに、その後100年にわたってわが国政治・経済・文化の一翼をにないながら今日まで独自の発展を続けてまいりました。

このたび府政100年の記念事業の一環として計画されました京都府百年の年表の編さんは、この間における各方面の推移を記録にとどめようとするのがねらいであります。

この年表は、9部門（政治行政・商工・農林水産・社会・教育・宗教・建設交通通信・美術工芸・芸能）と総索引からなり、昭和40年度から総合資料館において着手し、44年度に6部門を、45年度にのこりの3部門を完成するとともに、ひきつき総索引を刊行する計画になっております。各分野ごとに漸次市内各大学の研究室にお願いして諸先生のご指導の下に研究室のかたがたと府職員とが協同してこれにあたる態勢を整えました。そして府の内外に基本的な資料を調査し、たんねんに記録の収集に努めましたが、とくに当館に所蔵の明治以来の新聞および永年保存の行政文書を活用することができました。

またこの過程で新しく収集できた京都府に関する資料の蓄積は、当館設立の趣旨を生かす貴重な副産物となっております。

この年表には、資料その他種々の制約のため、なお意に満たぬ点がありますが、この記録がわたくしたちの暮らしの歩みを顧みるとともに、これから100年のために新しい基礎を築く指針ともなれば望外の幸せと存じます。

最後に、年表の編さんについて格別のご指導を賜わった先生がたをはじめ、専心ご努力をいただいた執筆者のかたがた、また資料の調査等について種々ご協力をえた多くのかたがたにたいし心からお礼を申し上げます。

昭和45年3月

京都府立総合資料館長

神川清

# 凡 例

## 1 構成と内容

京都府百年の年表は、つぎの9編と総索引から成っている。各編はそれぞれ独立しながら、できるだけ相互に関連をもつように図った。

- |            |         |               |          |
|------------|---------|---------------|----------|
| (1) 政治・行政編 | (4) 社会編 | (7) 建設・通信・交通編 | (10) 総索引 |
| (2) 商工編    | (5) 教育編 | (8) 美術工芸編     |          |
| (3) 農林水産編  | (6) 宗教編 | (9) 芸能編       |          |

各編に収録した内容は、おおむねつぎのとおりである。

- (1) 政治行政編は、京都府を中心とする地方自治制度、機構の変遷、地方議会、政党・政派諸団体の動き、政治運動、選挙、裁判、警察、消防、軍事などを収めた。
- (2) 商工編は、商工業、サービス業、伝統産業、技術、金融、経済団体、観光、展覧会などを収めた。
- (3) 農林水産編は、農業、林業、畜産業、水産業、農村工業、農山漁村の生活、協同組合等諸団体の動き、農民運動などを収めた。
- (4) 社会編は、労働・農民・学生運動、部落解放運動などの社会運動および社会福祉など社会問題のほか、社会的なできごとを収めた。
- (5) 教育編は、初等・中等・高等・専門教育のほか、教育行政、社会教育、教育会、教員組合の活動などを収めた。なお、美術・宗教・特殊教育は主としてその関連分野でとりあげ、またスポーツは必要なものをここに含めた。
- (6) 宗教編は、仏教・キリスト教・神道その他新興宗教における団体の動き、宗教家の活動、宗教儀礼行事のほか、宗教界の社会事業、教育事業などを収めた。
- (7) 建設・交通・通信編は、土木、建設、交通、郵便、電信電話、災害を収めた。
- (8) 美術工芸編は、絵画・書・彫刻・工芸にわたって、展覧会の開催ならびに受賞者・作品、関係団体の動き、美術工芸家の動向、学校・施設などを収めた。また、文化財保護もここに含めた。
- (9) 芸能編は、映画、演劇、音楽、舞踊、民俗芸能および華道、茶道などを収めた。
- なお、出版については、各編でそれぞれ必要に応じて採録した。

## 2 収録期間

慶應3年(1867)から昭和43年(1968)までを収録した。

## 3 記載項目

各編とも「京都府」欄、「参考」欄、「日本」欄を設けた。「参考」欄には、「京都府」欄の参考となる事がらまたは注記を記載し、「日本」欄には、京都府の動きと関連のあるできごとおよびその時期を特徴づけるできごとを収録した。

なお、「京都府」欄の各事項の末尾には、典拠とした文献名を付記した。

## 4 記載形式

- (1) 年月日の記載

- ア 年月日の表示は、たとえば明治5年6月19日は、明5・6・19のように記した。  
イ 改暦以前(明治5年まで)は、太陰暦を用い、太陽暦を「〔 〕」に包んで付記した。  
ウ 日付の不確定の場合は、日の欄を「一」としてその月の末尾におき、上旬・中旬・下旬で表わされる場合は、日の欄にそれぞれ「上」「中」「下」と記載した。

### (2) 典拠文献の記載

- ア 一部略記したものについては、巻末の典拠文献一覧に正式文献名を示した。  
イ 2種類以上の文献を典拠として1項目を作成したときは、その主なものを2種類ほど示した。  
ウ 新聞・雑誌を用いたときは、それぞれ月日、巻号を記載した。

例 日出新聞 明治43年9月1日→日出 明43・9・1

京都農業 第2巻第6号→京都農業 2:6

- エ 新聞および条例・告示等の年紀の表示は、それが当該年の場合は記載を省略した。  
オ 直接照会もしくは関係者から事情聴取により項目を作成したときは☆印を付した。

### (3) 固有名詞の表示

- ア 通称・略称の方が一般に有名なものはこれを用いた。  
イ 地名は原則としてその当時の地名を探り、必要に応じて現在の地名を付記した。京都市は区名から、町村は郡名から記載した。  
ウ 人名の表記にあたって敬称はすべて省略した。

### (4) 年令の記載

満年令施行(昭和25年1月1日)以前は数え年で表わした。

### (5) 用字

原則として、当用漢字・現代かなづかいを用いたが、固有名詞で当用漢字表にないもの、特別の名詞で歴史的用語となっているもの、引用文献については元のままとした。

### (6) 記号および略号

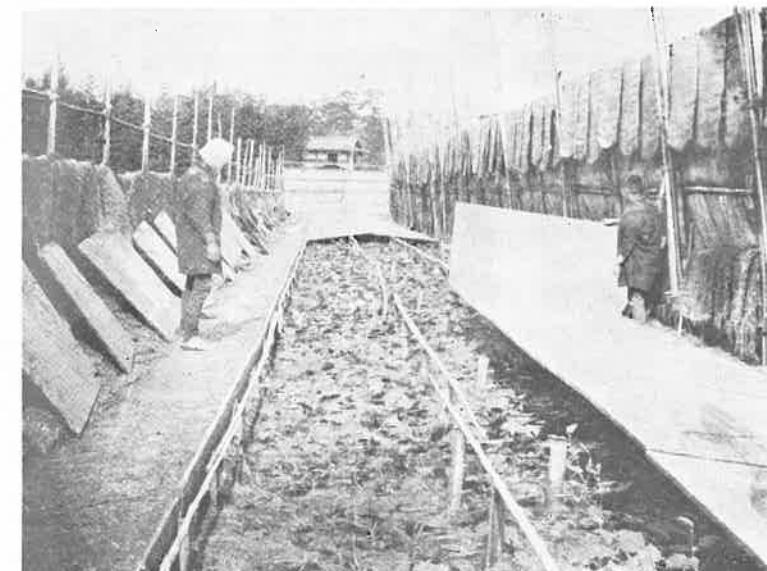
( )	…補足説明	(株)…株式会社	(名)…合名会社
〔 〕	…太陽暦	(資)…合資会社	(互)…相互会社
< >	…いわゆる"を表わす	(株資)…株式合資会社	(財)…財團法人
『 』	…図書・雑誌・新聞名	(社)…社團法人	
「 」	…論文・記事・演題等の名	○・△・◆・●・◎…宗教一般・仏教・神道・基督教・教派神道および諸派	(ただし宗教編でのみ使用)
～	…何月何日から何月何日まで		
・(ナカ点)	…年月日の区切り、名詞等の列記		
▷	…月の確定できない項目および統計的・総括的事項		
☆	…直接照会もしくは関係者からの事情聴取によるもの		



京都牧畜場 明5鴨川荒神橋東付近に開設



農家のもみすり 日出 明38・10・23



聖護院の蔬菜速成栽培 明40ごろ



南桑田郡河原林村小作争議のときの農民大会案内のポスター、大15解決



府農会事務所 葛野郡桂村 明29ころ



初期の耕地整理 竹野郡鳥取村大字鳥取 明41完了



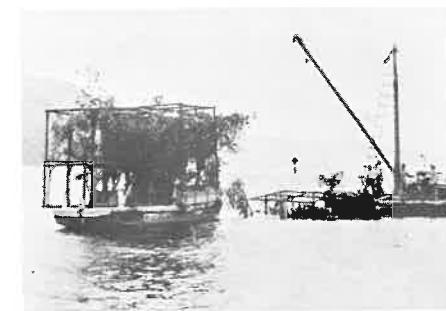
干拓前の巨椋池 明40ごろ



巨椋池干拓田 昭16竣工



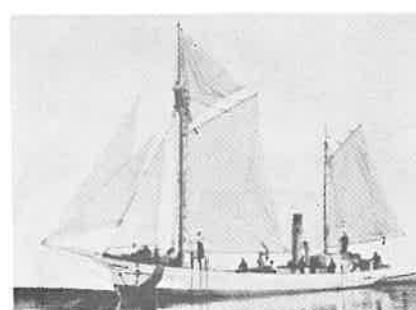
伊根の舟小屋



魚のアパート 人工漁礁をつくる作業



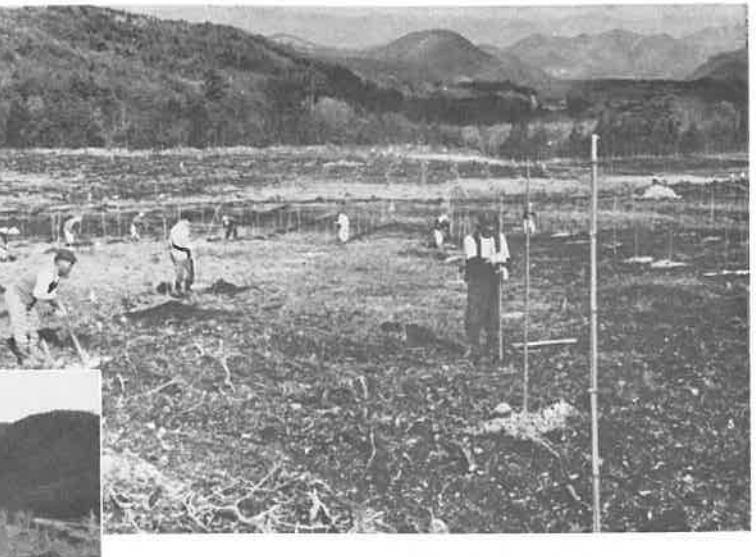
伊根のブリ漁



明44の京都府水産講習所実習船  
浦島丸(上)と昭35の府漁業調査船  
平安丸(右)



船井郡端穂町の栗園造成と蜷川  
知事の農魂碑(下)



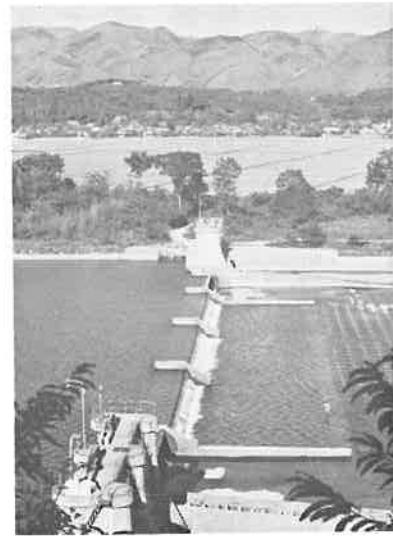
金閣寺裏の原谷開拓地 昭37完工



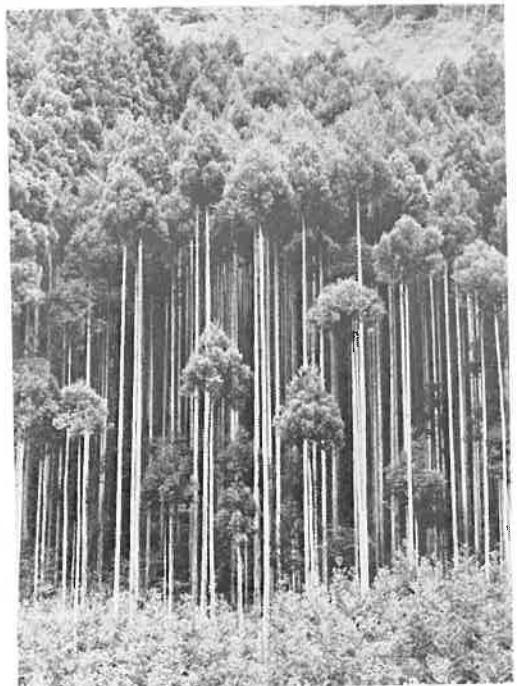
和東谷開拓茶園



南山城災害 緹喜郡井手町大正池の決壊 昭28・8



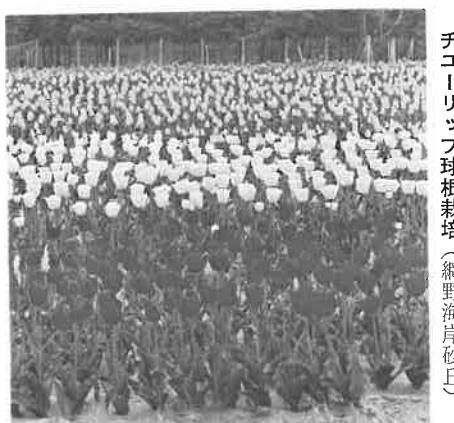
寅天堰 船井郡八木町大堰川  
昭38竣工



府民の木 北山杉



蚕の簡易飼育



チューリップ球根栽培  
(網野海岸砂丘)



府農業指導所(綾部市) 昭39完成



集団ハウス栽培風景 (田辺町)



丹後半島の放牧

## 概 説

### 1. 明治前期

明治維新の幕明けの1868(慶應4=明治元)年正月、西園寺のひきいる山陰道鎮撫総督の一一行が丹波・丹後を下向し、同地の村人に新時代到来の強烈な印象を焼きつけた。とりわけ何鹿郡などの旧幕領地の農民にとっては一種悲壮なものがあったという。<sup>(1)</sup>

そのあとまもなく同年閏4月には京都府や久美浜県がおかれ、現在の府下は府藩県併立となり、71(明4)年には丹波の大部分が京都府に入り、76(明9)年豊岡県下の丹後国と丹波天田郡をあわせ、現在の京都府が成立した。東京遷都をはじめとする激動の時代に、それぞれの為政者の下にあった府下の農村も新しい国家体制の底辺にくみこまれていった。

維新とともに庶政一新してたしかに時代はかわったが、なお、封建の遺制が色こく残って今では想像も及ばないことが多かった。つぎに新時代を迎えた当時の府下7万農家の一面にふれてみよう。

まず京都市中は人口30万を擁する大都市であったが、まだ地域は1里四方に限られていた。岡崎一帯も下賀茂も一面に田畠がひろがり、大宮通り以西には染料の藍やせり田がひろがっていた。これらの地は都市近郊として比較的めぐまれ、聖護院大根、壬生菜、九条葱などを供給し、その周辺には宇治の茶、乙訓のタケの子がしられていた。洛南では巨椋池が1,000町歩をこえるひろびろとした眺めで今の久御山町の御牧あたりは大池の魚撈で生活し、魚をてんびんで京都市中にもちこんでいた。

めぐまれなかったのは丹波、丹後地方であった。多年領主制をささえてきた農民は一にぎりの大百姓を除いてずいぶん苦しい生活であった。

明治2年丹後一帯は巳年の飢饉で土用にお縄入れをきて田植えをし、焚火にあたりながら田の草をとったが大不作となった。山の木の芽をとり麦めしにまぜてむし子を食べる有様で、貢米減免のうえ、拝借米で生命をつないでいた。櫻の実を流水にさらし、藁とまぜて餅にすることもあったという。農民は雑穀を食えと教えられないでもそれを食うより仕方がなかったのである。また、丹後地方では峰山・加悦などを中心に農家の副業として丹後ちりめんが発達していた。<sup>(2)</sup>

ようやく、1877(明10)年に山城一帯で豊作の喜色ある報告が府によせられたのであった。<sup>(3)</sup>

次に、100年の略述をこころみるまえに参考までに農家経済指標の2、3をあげてみると、あらためて変化のはげしさにおどろかされる。(第1表)

第1表 農 家 経 済 指 標

区分	明14	25	40	大10	昭10	25	35	40
総人口(千人)	831	926	1,100	(大9) 1,287	1,702	1,832	1,993	2,102
総戸数(千戸)	…	190	210	263	352	413	473	540
農家数(千戸)	112	95	71	82	79	87	82	76
自作(%)	…	33	38	34	35	59	69	72
自小作(%)	…	42	33	37	43	37	28	25
小作(%)	…	25	29	29	22	4	3	2
農業従事者数(千人)	…	…	208(大9)	…	198	156	126	
耕地面積(千町)	56(昭16)	67	64	64	60	47	47	44
田の面積(千町)	41(昭16)	48	46	46	42	36	36	34
米収穫高(万石)	72	79	74	76	81	76	95	77
反収(石)	1.5	1.7	1.6	1.7	2.1	2.1	2.4	2.1
米値段(1石) (150キロ)円	11	7	16	29	30	5,529 (生)	9,755 (生)	15,570 (生)

注(生)は生産者価格  
資料:府統計史料集

さて明治維新の開国とともに、わが国は植民地化の危機から離脱するために、先進資本主義に対抗しうる資本主義的生産様式を助長育成することに努めたが、とくに地租改正により確立した寄生的地主的土地位所有こそ、以後わが国資本主義の発展を特殊的に規定した要因といえる。

すなわち、新政府はまず税制改革に着手し、1871(明4)年田畠勝手作解禁と、1872年地所永代売買解禁を前提とする1873(明6)年7月の地租改正法公布にはじまる地租改正事業を推進した。1872年大蔵省は「地券渡方規則」により地券を下付することにしたが、京都府は1873年1月、租税頭松方正義が来洛したとき「地券相渡候条地租上納方等」に関する規則を定め、これに従い同年6月30日までにすべて地券を下付した。ついで1874(明7)年3月、地租改正の大旨を管下に布告し、改正事業が実施されたが、1876(明9)年三重県などの地租改正反対の農民一揆により、1877(明10)年1月の詔勅で、地租はそれまでの地価100分の3から100分の2.5に改められた。

地租軽減の要求は、京都府下では、1873年7月の何鹿郡騒擾はじめでみられ、全国の自由民権運動が高まるとともに、1880(明13)年12月の何鹿郡志賀郷村の小作米引下げ騒動、1884(明17)年5月福知山の負債年賦返却を迫った騒動などにつながる。1873年の何鹿郡騒擾において、農民は、地券税金免除、生糸・絞油・生糸印紙・博労税の免許、受酒・大工職・石灰冥加金の免許、野舟運上の免許、小学校入費の負担免許、裸体の許可、牛馬売買の自由、社倉納

入の延引、徵兵赦免などを要求した。経済的負担の増大と農村労働力徴用に反対したこの騒擾は、また一面では、封建遺制の制度的改廃が不完全であり、農民生活がすでに新しい社会的・経済的矛盾に巻き込まれていたことを示している。

地租改正による旧封建的な領有制の廃棄、土地売買処分の自由、定額金納化による財政収入の安定などが法制的に確定した。地租に新政権の財政的基礎をおいたことから、新地租は封建貢租率とほとんどかわらず、しかも収入の25~30%を地租納入のために貨幣化しなければならなくなつたことは、零細農地によって生活し、いまだ国内商品市場の圏内に入りこんでいなかつた孤立的小耕作者の上に重い負担となつた。このような小規模農家と米を倉庫に貯蔵しうる立場にある大地主とは同日の論ではなくあい変わらず物納小作料を収得して価格変動の危険を避けながら、換金して地租納入額の残りを純益として懷に入れていた。かくて、地主階級への土地集中は一そう拍車をかけられたのである。資本主義生産様式を移植させるための政府の殖産興業政策にそって、京都府においては、初代長谷知事の下にあった実力者楳村正直(のち知事)の手によって種々の勧業策が講じられた。東京遷都後の京都の繁栄をとりもどすことが急務とされ、楳村はまず商工振興に手を染め、1871(明4)年2月の勧業場開設をはじめ、次々と洋式工業の導入による現物教育を行なつた。

一方勧農政策にもおくれながら手をつけていったが、これも洋式現物教育を特長とする。その主なるものをあげると第2表のとおりである。

第2表 明治初期の主な勧農施設

事 業	継 続 時 期	事 業 内 容
養蚕場	明4・4~13	初め授産所内、ついで寺町御門内・二条城北旧所司代邸に移る。養蚕法伝習
牧畜場	5・2~13・6	荒神口にあり、洋種牛羊による改良農牧と講習
蒲生野牧畜場	9・10~12・5	本場の分派、大農組織の開拓、農牧学校の設置
栽培試験所	6・4~13・6	河原町寺町勧業場前、良木果樹の栽培、その他試験と種子分譲
南山城茶製社	4・~10・	物産引立会社の一事業
化芥所	8・5~15・4	塵芥取集と廃物利用で肥料製造、市内2カ所のうち西九条にうつる。
童仙房	2・10~4・7	相楽郡の開拓事業、その後明9・10出張授産所をおく。

資料:「起業進歩」(明7、11の勧業場事務の附録)

このうち士族授産事業として、南山城童仙房の開拓をとりあげてみよう。当初、町人によって開拓が出願されたが、府は、士族救済策とその生産者化による勧農政策の二方面からこれを直営事業とした。最初は窮民の日雇労働者をして荒地を開墾させ、次いで士族を帰農させようとしたが、秩禄公債を給与された士族は帰農せず、府はあらたに人民の有志者をつりり入植させた。この開拓事業は、単なる士族・窮民の救済にとどまらず、殖産興業として製茶・養蚕を

奨励するところに明治初年の勧農政策としての意味があった。1871(明4)年12月の「新開成功記」によれば、稻田菜圃等のほかに茶園40町5反、桑畠21町6反6畝の開拓がなり、このときの戸数は162戸、人員は560人であった。府は、入植官農民に衣食住に必要な資材を与え、綴喜・相楽2郡を管轄する府の支庁を設け、授産所、郵便局、学校などの施設をもうけた。信濃山塊の西端に位置する童仙房は、花崗岩の分解による陶土を産出し、薪炭にめぐまれていたことから童仙房焼を製造した。しかし、このような繁栄は1877(明10)年頃をさかいでして、インフレ、デフレの不況にみまわれて衰退した。諸施設はあいついで移転、廃止され、入植農家の生活は、高冷地開拓地にみられる不利な諸条件に加わえて経済の不況によりきわめて悲惨なものとなった。かくて1887(明20)年頃には農家は40戸にまで激減した。

1871(明4)年9月、府は管内山城国中に牧牛勧奨の布告を発し、全国に率先して官営牧畜場の設立を計画した。1872(明5)年2月の牧畜場開設とともに米国カリフォルニア産デボン種乳牛34頭を輸入し、1873(明6)年には米人J.A. ウィードを農牧教師とし（月給150円）、牧畜場において農学牧事を講究させた。各種畜産品の製造・販売、童仙房などへの牧牛の貸出しを行なった。ウィードをして洋式農学の手ほどきをさせた府の農業教育は、一般農民にも講習会をつうじて行なわれたが、ウィードは1875(明8)年11月の紀伊郡上鳥羽村の穀菜品評会における講義で、京都府農業の振興策を農牧両面から説いて畜産事業を奨励し、また農業会社の設立を奨奨した。かくて、1876(明9)年11月船井郡蒲生野に牧畜場出張所として京都府農牧学校を設立し、洋式農学を講義し大農式農法を実習させた。しかし農牧学校は、開校後3年足らずの1879(明12)年5月にウィードの任期満了とともに廃校とされ、民間に払下げられた。同年6月には牧畜場もまた廃場になり払下げられた。

官営勧業施設はこのころあいついで民間に払下げられたが、そのなかでも洋式農法をとりいれた農牧学校の廃校と払下げは、資本の不足と耕地過少のまま多くの潜在失業者に悩む当時の日本の農業には広大な土地を開拓しつつあったアメリカの農法が導入されえないことを明確にしたものであり、当時の一律の欧米化政策が失敗した一例となつた。

明治初年の府の農政は、牧畜場・農牧学校による畜産奨励、栽培試験所の西洋蔬菜試作、養蚕場・製糸場による蚕糸業奨励、城南三郡茶商社を結成させて米国向け茶の焙製、輸出をすすめるなど殖産興業政策の一環として行なわれたが、1881(明14)年以降のデフレーション過程をとうして、米麦穀作を主とし、現物高率小作料を実現する地主制維持を基調とするようになった。

1878(明11)年4月の綴喜郡内里農事会をはじめとする地主的農事団体は、老農農法の普及・改良をめざしたが、府もこれを支援し、福岡県の老農林遠里は、1886(明19)年12月入洛後、各

地で農談会を開催し、在来農法に基づく寒水浸、土團法を普及した。1887(明20)年設立の紀伊郡農会は、2-3年来郡内に発生した水稻の萎縮病対策にとりくみ、中穂「萎縮不知」を発見するなど稲作改良にめざましい活動をした。これらの農談会、農事会は、明治20年代前半に、洋式農学に刺激されて学理農法を採用しつつ、実証的近代農学による試験研究機関をあわせもった系統的農業団体の育成をはかった。1890(明23)年6月の府連合大農談会の設立を契機に、わが国系統農会のはじめといわれる京都府農会が1891(明24)年に設立された。

地租改正、土地官民有区分、インフレーション、デフレーション、欧米化農政等一連の政策が、米をはじめとする商品経済の渗透を促進させ、農民層の分解をおこさせたが、京都府農業はどうであったろうか。

第3表によれば、1881(明14)年の農業人口構成は総人口831千人中292千人(35%)をしめていたが、1888(明21)年では、353千人(43%)をしめていた。

第3表 職業別現住人口(京都府)

区分	1881(明14)		1888(明21)	
	人	%	人	%
農業 (漁業)	292,225	(35.1)	352,747	(42.8)
工業	—	—	4,614	(0.6)
商業	44,407	(5.3)	74,646	(9.1)
雜業	51,718	(6.2)	164,288	(19.9)
計	442,639	(53.4)	227,438	(27.6)
	830,989	(100.0)	823,733	(100.0)

資料：府統計史料集I 注 不生産人口を含む。

この時期の生産額推移を第4表によってみれば、1874(明7)年において、京都府の農業生産の比重は、工業生産の2分の1であり、大阪府とともに幕末・維新において工業生産が農林水産業に優越した段階にあったのである。実質農業生産のひびは、1874(明7)年から1888(明21)年にかけて工業生産のそれを上回るものであったが、日清戦争前後の工業生産力のいちぢるしい上昇は、農業と工業の格差を決定的とした。

幕末期の開港の影響をうけながらも幕藩体制下の農業生産がうかがえる1874(明7)年の農産物価額の構成をみれば(第5表)、米・麦で71.9%に達し、ついで蔬菜作、棉作が発達したこと、開港の影響をもっと早くに、かつ直接的にうけた茶が8.9%とたかい比率をみせるが、養蚕はこの時期には未だ微々たるものであった。生糸の原料生産である桑栽培・養蚕は、1888(明21)年以降生産を増加する。実棉、菜種など旧工芸作物は明治中期に衰退した。零細、錯圃制下の農民経営による棉作、藍作などは、産業革命を経た欧米先進資本主義国の機械制大工業の原料として外綿などとの競争にはかてなかった。

第4表 農工業生産の発展(京都府)

年平均	A 農業生産額	B 農産物価格指數	A/B 指数	C 対前期増加率	D 工業生産額	E 非農産物価格指數	F C/D 指数	G 対前期増加率	H 1戸当り平均生産額	I 1人当り平均生産額
1874	千円 5,230	100.0	100.0	% 158.3	千円 10,459	100.0	100.0	% 45.0	円 129.04	円 30.29
1888	6,631	80.0	158.3	58.3	15,198	100.2	145.0	79.23	15.73	
1901~1902	14,528	160.8	172.6	9.0	50,479	166.2	290.6	100.4	345.30	65.36
1903~1907	17,744	191.9	176.6	2.3	45,678	196.0	222.9	-23.3	332.07	62.65
1908~1912	22,568	202.8	212.6	20.3	61,264	211.7	276.8	24.1	403.35	75.53
1913~1917	33,909	222.8	290.8	36.7	107,718	253.8	406.1	46.7	620.03	112.30
1918~1922	66,178	464.2	272.6	-6.3	269,521	494.7	520.9	28.3	1,348.41	259.63

備考 農産物価格指数、非農産物価格指数はともに全国平均値で「日本農業基礎統計」による。1874年は米価より算出し、農産物相対価格を100とした。A/Bは、農業生産額を、1874年を基準とした農産物価格指数で割り算したもの、C/Dもそれに準ずる。1874年の1戸当り平均生産額(E)は、同年の全人口572,749人をフレートしたもの、C/Dもそれに準ずる。1874年の1戸当り平均生産額(E)は、同年の全人口572,749人をフレートしたもの、C/Dもそれに準ずる。

1874年は、「明治七年府県物産表」、1888年は「農事調査表」、1901年以降は「京都府統計書」、「府治概説」、「府治要覧」による。

第5表 農産物価額の構成(京都府)

年次	米	麦	蔬菜	果実	菜種	茶	綿	マユ	畜産	その他	計
1874	% 65.0	% 6.9	% 4.5	% 0.5	% 1.7	% 8.9	% 4.6	% 0.9	% 0.4	% 6.8	% 100.0
1880	66.4	8.9	3.8	—	3.4	6.6	3.0	3.5	—	4.3	100.0
1883	53.3	15.5	3.1	—	1.8	12.0	3.8	3.7	—	6.8	100.0
1888	50.1	7.7	7.7	2.0	1.8	11.2	2.9	6.1	1.6	9.0	100.0
1905	57.4	10.3	8.7	1.6	0.4	4.4	0.0	12.1	3.9	1.2	100.0
1911	58.3	7.4	8.5	2.8	0.3	4.2	—	13.3	3.3	1.8	100.0
1915	54.2	4.8	11.3	2.8	0.3	4.9	—	16.7	3.5	1.3	100.0
1921	50.0	4.5	12.3	2.1	0.1	4.0	—	16.2	10.6	0.2	100.0

備考 1874年、1888年は「明治前期産業発達史資料」、1880年は「京都府統計表」、1883年は「京都府勧業統計報告」、1905年以降は「京都府統計書」による。

第6表 農業生産力発展の概観(京都府)

年平均	米				麦			
	作付面積	収量	収量指數	反当収量	作付面積	収量	収量指數	反当収量
1880~1886	千町歩 40.40	万石 54.90	100.1.36(1.23)	石 18.59	千町歩 18.59	万石 16.68	100	石 0.90
1887~1891	45.18	72.64	132.1.61(1.43)	21.04	19.93	119	0.95	
1892~1896	46.29	76.42	139.1.65(1.43)	24.05	23.70	142	0.99	
1897~1901	46.09	74.30	135.1.61(1.49)	23.88	26.64	160	1.12	
1902~1906	45.14	71.27	130.1.58(1.55)	24.21	25.09	150	1.04	
1907~1911	44.47	80.61	147.1.81(1.74)	22.45	26.82	161	1.19	
1912~1916	44.67	88.98	162.1.99(1.82)	22.20	26.85	161	1.21	
1917~1921	44.30	87.12	159.1.97(1.89)	21.22	25.46	153	1.20	

備考 「興業意見」、「京都府勧業統計報告」、「京都府統計書」による。ただし、1882(明15)年の数値はえられなかったのでぞく。米の反当収量のうち( )内は全国平均値。

すでにみたように、米・麦穀作を中心とする農業技術の発展により農業生産力はいちぢるしく上昇した。第4表によれば、大正中期までの半世紀間に京都府の農業生産額は、実質で2.7倍にのびたが、とくに明治前期と大正初期の発展が顕著であつた。京都府の農業生産力の発展を米・麦について概観した第6表によれば、米は明治前期に50万石台から70万石台へ、大正初期に70万石台から80万石台へそれぞれいちぢるしく増加した。明治前期は、作付面積の拡大と反当収量の増大がともに収量の上昇をもたらし、これにたいして明治末・大正初期の生産収量の増大は、反当収量の上昇によつているといえる。全国的には昭和初期まで米の作付面積は拡大するが、京都府では、すでに1890年代で作付面積の拡大は頭うちとなり、以後は減少傾向にあった。なお米の作付面積は、第2次大戦後の3万5千町歩まで減少するにもかかわらず、収量は80~90万石を維持したのは、反当収量の増大によるものであった。麦は明治前期において増加傾向を示した。

- (1) 明治維新綱要
- (2) 峰山郷土史
- (3) 府庁文書 明10

## 2. 明治後期

1890(明23)年頃に産業資本の確立をみたわが国資本主義は、日露戦争を経て産業資本の巨大化、独占化をみたが、この時期の農業は、農産物需要の増大に支えられて農業生産、ことに養蚕・畜産などの商業的農業がいちぢるしく発展し、その反面、外国貿易の影響や景気変動の波を直接かぶるようになり、いわゆる「農業問題」が顕在化した。日露戦争後の農業恐慌により、農家の負債は累積し、明治後期の農民層の分解は、一般に自作農が減少し、零細小作農と少数の富農が増加する傾向を示した。農政では、補助金政策と検査取締行政が中心となり、中央と府県農政のむすびつきが強化されて、生産増強がおしすすめられた。

明治後期の京都府農業は、全国的な傾向とおなじく商品生産化がいちぢるしい。第5表にみたように、蔬菜、果実、畜産の生産額は、総価額の15%余に達し、養蚕の増加も顕著である。旧工芸作物や雑穀類のような自給作物は衰退した。農業生産力のびが緩慢なこの時期は(第4表)、農業生産の変化が新旧作物の交代というかたちではっきりとあらわれ、作付面積の変化となって、由良川沿い諸郡では桑園化、山城地方では蔬菜畠、果樹園が増大した。久世郡佐山村農会長の今村忠平は、旧来の特産棉作の不振にかんがみて、梨樹栽培への転換をすすめて次のように述べている。「……綿の代りに何にか他に善きものはあるか。一概には言ひ難けれ

ども先づ本村を通じて言ふ時は、梨にしくものなしと考ふ。(中略)要するに当村にても一層進んで研究と注意を怠らざれば其利益得難きに非らず。幸なる哉、壳捌き先きは最も接近の所に京都、伏見の市街あり、少しく隔つれば大坂、神戸等の大市街あり。且つ鉄道の便追々開くるに隨ひ壳捌き先きは漸次広まるべく。此を以て、余は漸次綿作に代るに梨樹を以てするの適当なるを説く所以なり」(『京都府農会報告』第8号。1892(明25)年12月)。しかしながら、明治中期においてはまだ綿作等は農家經營のなかで重きをなしていた。たとえば、何鹿郡綾部地方では、「稻ノ跡作ニハ麦ヲ耕鋤スルヲ以テ普通トス。稀ニ<sup>うんだい</sup>藝薹(あぶらな)ヲ耕作スル。畑ニ於テハ夏作ニハ綿ヲ以テシ、冬作ニハ麦ヲ以テシ、其間作トシテハ大根ヲ播種スルヲ普通トナス。勿論畠地ニ於テハ綿作ヲ止メテ瓢果類或ハ雜穀類ヲ耕耘シ、冬作ニハ藝薹ヲ植付ルモノアリ」(『京都府農会報告』第56号。1897(明30)年1月)という状態であった。両丹地方では、外綿に圧迫されつつも綿作は重要な農家副業として存続したのである。

第7表は、府下18郡のうち山城3郡、丹波2郡、丹後2郡について、農産物価額第5位までの総価額に占める割合、および農家1戸当たり農産物価額と水田率を1905(明38)年と1917(大6)年についてみたものである。明治後期は、それまでの綿作、菜種作の衰退と茶の相対的な低下に対して、養蚕・蔬菜・果実・畜産の拡大がとてかわり固定化する。それは、この時期が、農業生産の一定度の専門化による地帯形成の時期であることを意味しよう。すなわち、南桑田郡に示されるように口丹波および京都市西南地域は米作、何鹿・加佐両郡にみられるように由

第7表 農産物価額の構成(価額の%、京都府)

郡名	年次	農産物位1	農産物位2	農産物位3	農産物位4	農産物位5	農産物位6	農家1戸当たり農産物価額	水田率%
葛野	1905	米54	%そさい19	麦16	%7	畜産物7	%2	円394.18	84
	1917	米42	そさい33	麦11	10	畜産物10	2	868.03	65
久世	1905	米49	茶24	果実10	そさい8	麦6	243.26	59	
	1917	米60	茶16	そさい9	果実8	麦4	573.61	71	
綾喜	1905	米57	茶15	そさい11	果実7	麦6	270.32	64	
	1917	米59	茶1	果実10	そさい4	麦4	539.43	72	
南桑田	1905	米73	麦17	そさい5	マユ3	畜産物2	255.91	94	
	1917	米67	麦13	そさい10	マユ7	畜産物1	558.20	70	
何鹿	1905	米51	マユ29	麦9	そさい6	畜産物1	174.00	67	
	1917	マユ58	米32	麦4	そさい4	畜産物1	541.69	76	
加佐	1905	米47	マユ25	畜産物9	麦8	そさい7	146.66	58	
	1917	マユ47	米37	そさい9	麦3	畜産物1	384.21	75	
中	1905	米69	マユ15	そさい6	麦6	畜産物3	186.30	84	
	1917	米57	マユ26	そさい10	麦3	畜産物3	421.94	73	
18郡均	1905	米57	マユ12	麦10	そさい9	茶4	199.57	71	
	1917	米47	マユ25	そさい10	畜産物7	麦6	477.63	72	

備考 「京都府統計書」による。ただし、1905年の農家戸数不明のため1904年の数値による。

良川沿岸の両丹地方は養蚕、久世・綾喜両郡にみられるように山城中部・南部地方は茶業・果樹園、葛野郡に代表される京都市周辺は蔬菜・畜産が卓越し、中郡にみられるように丹後地方は、米作を主としつつも何鹿・加佐両郡に次ぐ養蚕地帯をそれぞれ形成する。そして、農業生産の専門化・地域的分化の傾向が、明治末・大正初期においていちじるしい。このような地域性は、米・麦生産を基軸としながらも、社会的分業の発展の成熟度による商品生産展開の地域的差異により形成されたものであった。

農村における商業的農業の発達は、強力に農民層を分解させる作用を果した。地主的土地所有の展開を小作地率の変遷によってみれば(第8表)、表出はしえなかったが、全国的傾向とほぼ同様に明治10年代(1877~86)に地主的土地所有がもっとも拡大する。次いで、日清戦争と日露戦争の間に増大し、1921(大10)年には45.1%となって小作地面積の割合は最大に達する。小作地率は郡別にいちじるしいちがいがある。1886(明19)年にはすでに地主制の展開に地域的不均等さがはっきりしたが、以後全郡的に小作地面積の割合が増加するなかで、山城地方の50%から65%前後の進展、丹後地方の20%から25%前後の停滞化、丹波地方の35%前後維持がみられた。大正期までのそのような地主制の進展を、1905(明38)年にみれば(第1図)、農家1戸当たり農産物価額と小作地率の関係は照応する。小作地率の高い山城地方は農家

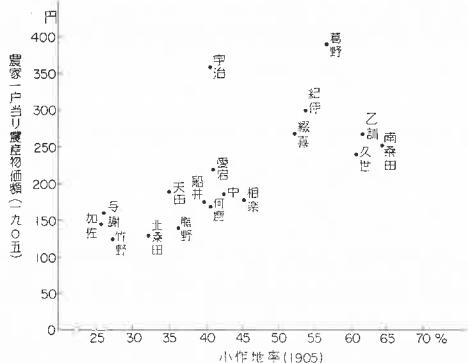
第8表 小作地率  
(京都府)

	%
1884	36.4
1888	40.3
1892	40.0
1896	40.8
1900	41.5
1904	42.0
1910	43.0
1917	43.5
1921	45.1
1926	42.3
1930	42.5
1935	41.7

資料:「京都府統計書」

1戸当たり産額も高く、これに対し丹波および丹後地方はともに低い。丹波では南桑田郡が例外的であるが、地主的土地所有の進展において山陰型から近畿型へ移行していることを示す。明治後期の自小作別農家数の変化を第9表によってみると、農家戸数の大はばな減少のなかで、小作農の絶対的、相対的な増加と、自小作農の減少という傾向がわかる。このことは、没

第1図 郡別にみた農家1戸当たり農産物価額と小作地率(京都府)



資料:「京都府統計書」

第9表 農家自小作別構成（京都府）

年次	自作	自小作	小作	農家戸数
1883	37,089 (37.7)	40,210 (40.9)	20,990 (21.3)	98,289 (100.0)
1892	31,719 (33.3)	40,292 (42.3)	23,242 (24.4)	95,253 (100.0)
1907	32,114 (38.5)	26,358 (31.6)	24,941 (29.9)	83,413 (100.0)
1912	30,434 (36.5)	31,352 (37.6)	21,596 (25.9)	83,382 (100.0)
1921	28,064 (34.2)	30,540 (37.2)	23,420 (28.6)	82,024 (100.0)

備考 1892年の自小作別割合は、同年の農業人口の自小作別割合による推計値。  
1883年は、「第5回日本帝国統計年鑑」  
1912年は、「京都府誌・上」  
その他は、「京都府統計書」による。

落農民の多くが完全に脱農化して賃労働者に転化したこと、没落は、自小作農→小作農→脱農の過程をとったことを意味するであろうし、総農家数1万2千戸の減少は基本的には小作層より不斷に排出されたこととあわせて、この時期が地主的土地位所有関係の拡大期であることが推測できる。当時府農会幹部は、「此農業者の減少が小作人労働者に多いとしたならば、第一に其の影響を蒙るべき者は地主であり、唯り農政上の問題たる計りでなく、又實に国家の一大問題であろう」(傍点原文「京都府農会報」第220号、1910年11月)と述べたが、ここでは中小地主・自作農の維持策がいまや講じられようとしていたと云えるであろう。

第10表は、前田正名の主導により実施された1888(明21)年「農事調査」の経営規模区分にあわせて1908(明41)年、1917(大6)年の区分を組換えた推計値である。全国的には1888(明21)年から1908(明41)年にかけて農家戸数停滞のなかで、8反未満層と1町5反以上層の増加と、8反～1町5反層の減少がみられたが<sup>44</sup>、京都府においては、8反未満層の絶対的減少をともない一つ相対的に両極分解の傾向がみられた。1888(明21)年において京都府農業は、すでに零細な規模を基本的性格としたが、この零細性は明治末・大正期のいわゆる中農標準化過程においても変わらなかった。

明治後期の農業の商品生産化による地帯形成(第7表)を、第11表によって、1909(明42)年における郡別の経営面積別農家戸数の割合と水田率、水田裏作率の関係からみる裏作率は耕地利用率の指標の一つである。

第10表 経営面積別農家戸数(京都府)

年次	8反以下	8反～15反	15反以上	総数
1888	戸 % 63,138 (68.0)	戸 % 24,141 (26.0)	戸 % 5,571 (6.0)	戸 % 92,850 (100.0)
1908	戸 % 56,966 (68.8)	戸 % 20,566 (24.8)	戸 % 5,313 (6.4)	戸 % 82,845 (100.0)
1917	戸 % 55,070 (65.9)	戸 % 23,233 (27.8)	戸 % 5,231 (6.3)	戸 % 83,534 (100.0)

備考 1908年は、5反～10反層32,226戸を3：2の比にわけて5反～8反層を19,335戸、8反～10反層を12,891戸とし、10反～20反層11,507戸については、かりに10反～15反層は15反～20反層の2倍であるとして、10反～15反層7,675戸、15反～20反層3,832戸をうる。1917年についても同様。「農事調査書」、「農事統計」による。

第11表 経営面積別農家戸数と水田率、水田裏作率(1909、京都府)

区分	1反以下	1～5反	5～10反	10～20反	20反以上	水田率	水田裏作率
山城 葛野 久世 綴喜	% 6.6	% 19.9	% 52.4	% 19.0	% 2.1	% 81.6	% 80.6
	% 4.5	% 16.5	% 37.9	% 31.9	% 9.2	% 61.8	% 20.0
	% 16.6	% 22.9	% 27.5	% 27.1	% 6.0	% 64.8	% 44.7
丹波 南桑田 何鹿	3.7	23.9	51.8	20.3	0.3	92.6	79.7
	14.4	35.8	40.9	6.8	2.1	64.2	47.5
丹後 加佐 中	21.2	33.1	30.7	12.7	2.3	58.0	40.0
	7.6	23.9	50.7	17.2	0.6	83.8	37.4
18郡平均	12.9	28.5	41.9	14.5	2.2	71.2	53.4

備考 「京都府農会報」「京都府統計書」による。裏作率は、1毛作および2毛以上作田地に占める2毛以上作(普通裏作および綠肥裏作)田地の比率。

全郡を山城型、丹波型、丹後型に類型化してみれば、畑作の比率が高い商業的農業地帯である久世・綴喜両郡は、1町歩以上経営農家の比率はきわめて高い。これに対し水田率が高い葛野・愛宕・乙訓郡は、1町歩未満零細農の比率が高く、1町歩以上経営の比率は低く、水田裏作の発展(高い耕地利用度)を示す。久世・綴喜では水田裏作率が低く経営規模は相対的に大きい。すなわち、山城型では経営規模の大きさと水田率・水田裏作率とは逆の関係にある。養蚕地帯である丹波・丹後地方では、養蚕の発達がまず水田率の低さを規定する(何鹿・加佐・天田郡)。と同時に、低い水田率にある両丹の諸郡は、水田裏作率は相対的に高い(天田郡の裏作率は71.0%)。これに対し丹波・丹後地方のうち中・北桑田郡など米作地帯は、逆に水田率が高く水田裏作率はきわめて低い。裏作率の高い養蚕地帯の農家はほとんどが零細家族経営の規模にある。山城8郡では、葛野郡など北部の米・麦・蔬菜作中心の裏作率の高い集約経営地帯よりも、久世・綴喜郡など果樹・茶葉の商品農業地帯は、耕地利用率の低さを補って経営規模は高くなる。すなわち、山城・近畿型農業では商品性の高い生産への転換を基礎にして、高度

な耕地利用度の制約をうけなくなったところに経営規模上昇の可能性があることを示している。そうであるとすれば、中南部山城型においては農業生産の高度商品化のなかに零細家族経営から資本主義的農業経営へ移行していく傾向をみてることが可能であり、それはいかえれば、わが国の零細家族経営は水田農耕に強く規制されたものであるということである。

農村における商品経済の進展は、農家に兼業の増大をもたらす。明治10年代からの兼業農家が増加しはじめ、1897(明30)年に兼業農家率36.8%に達し、とくに兼業小作農家の比率が他の農民各層の兼業の割合より高い。明治後期に、山城地方では小作兼業農家の比率が自作および自小作兼業率より高いのであるが、丹波・丹後地方では小作兼業率ばかりではなく、自作・自小作ともに兼業率が高いことを特色とする。

また地租改正事業によってもたらされた農民の窮乏化は、日清、日露戦争後の恐慌によって慢性化した。

「今京都府農業家が1ヶ年間の収入はドレ程あるかといふと、1人がタッタ15円、此15円の金で衣食住のシメをせねばならぬが、1ヶ月分の暮し料がタッタ1円余、大変な生活あります。人間として世渡するのに1ヶ月が1円余位で衣食住が立ち行くと思ひなさるか。之れ斗りの金で世が渡れそふな筈がない。未だ此上に平均7円余程の借財があります。田畠作る主人でも小作人でも1反に就て1石平均7円と積っても6.70銭位は損になるのだ。1反6.70銭の損、ソシナラナゼ損をして居ながら工合よく引合ふて暮して居られるかといふと、手間賃が安いからだ、不相当の賃錢を以て働くからだ、正当の賃錢を取らず雇主も払はんからだ、悲しい事です。實にあわれな事です」。当時、国家中心主義思想を抱いて野に下った前田正名は、1892(明25)年11月の京都商工同盟会の席上このように演説したが（傍点筆者、日出新聞 11月25日）、日露戦争開戦当時の府下農村の窮乏状態はさらに次のようにであった。

茶でしられる宇治郡では、「内地用を主とするが故に開戦以来俄に其販路を減縮し殊に玉露、薄茶の如きは売捌に困難なるのみならず、価格の如きも昨年に比して三割方の下落を来たし…米穀価格低廉及金融逼迫の為め農家一般に活気なきが如く、肥料中葉種油粕の如きは騰貴の為め二分一は堆積肥料を用うるの状」（農会報145号）であって、乙訓郡特産のタケの子も売れなくなつた。開戦による産業界の「沈衰状態」は、京都西陣等の織物産地でとくに影響がひどかった<sup>(5)</sup>が、竹野郡でも「本郡は縮緬産地なるが同業は時局の為め痛撃を受け、平年千機に近き機数は概して休業の状となり引て金融の逼迫を來たし、農家も為めに平年には円満なる融通を得たる資金の運転を欠きたると、大豆粕の輸入減少より各種肥料の騰貴に依り大に支障を來した」（農会報144号）のであった。また、船井郡では「都會に失業せる労働者は日々村落に帰

來し労働者の数俄かに増加したり。然るに村落に於ても金融閉塞等の結果は起業者の数を減じ彼等は愈其職を得るに難く賃銀は低落しつつあり。労働者其職を得ず日雇等にては愈生活難を感じつつあるより、彼等は寧ろ小作人となり農業により生活の途を得んとするの結果、日雇労働者は変じて小作人となるの傾あり」という状態であった。そして更に政府の戦時金融政策としての5回に及ぶ軍事公債と小額債券発行および貯蓄奨励のため、「中流以下にありては肥料其他の生産資金にすら融通の途なく大に困難を極め」たのである。（「京都府農会報」第144号、145号は1904(明37)年7月、8月）。

農産物の商品化と農村の貨幣経済化は、地主を兼ねた商人による小農民の金融を必要としたが、小農民はその高い利息に悩まされた。例えば、農家と肥料商の間には特殊の関係が生じた。肥料商は秋の収穫物を担保に春の肥料を掛売りして農家経済をにぎる。弱い農家は、長年滞った負債があり、マユや麦にみる特約組合的な制度により、時として飯米の供給まで受ける。かくて商人は農家を経済的にしばり、売買とは名のみの全く一方的な取引が行なわれ、農家は肥料の選択権すらない有様である。往々にして金融から商品売買までの農家生活が商業資本の掌中ににぎられ、恐慌ともなれば農家は破局的な窮乏に追いつまれたのである。1892(明25)年7月、北垣知事は紀伊郡農会において、国立私立の銀行は中産以上営業者に対し資本融通の便利を与えるものであり、自治制度の実をあげるために「中産以下」農工商への資本融通の途を確立する必要があるとして、旧来農村の信用制度たる報徳社法とともに、産業組合の設立を強調した。このころ、商業的農業の盛んな地域で、産業組合類似の任意組合が自生的に設立されていた。例えば、葛野郡梅ヶ畠村の同志会（1893(明26)年1月）は勤儉貯蓄・勧業殖産を、久世郡宇治町の国本講（1893年2月）は町農会基本財産造成のため信用事業を、同郡寺田村の大南信用組合農会（1893年）は從来の観音講、伊勢講、愛宕講を合して信用・農事改良事業をそれぞれ行なつたが、いずれも風俗矯正を目的の小規模のものであった。府下の産業組合のはじまりは、船井郡三ノ宮村信用組合（1898(明31)年3月）で、日清戦争後の恐慌にさいし村の主たる副業である養蚕が打撃をうけたのを機会に設立されたものである。府は、1902(明35)年1月産業組合取扱規程を発布して府の監督下に設立を公認することにした。しかし、このころの産業組合にすでに半官製的性格をもつものがみえ、天田郡夜久野組合などは納税貯蓄事業を行なっていた。また1912(大1)年現在の195組合のうち、零細農家の加入を容易にする加入予約貯金制度を実施する組合は49にすぎず、出資金の多額がその加入をはばんでいた。

養蚕農家の製糸資本への従属もこの時期にすすんだ。由良川沿岸が養蚕地帯化したうらには、1896(明29)年に郡是製糸（株）が綾部に創立されたことによるところが大きく、栽桑・養蚕

技術の発達、取引方法などに注目すべき変化がおこった。

明治後期の農民運動は、前期においてすでに地主的土地所有の進展が顕著な地方で地主小作関係の矛盾が現われていたが、1888(明21)年に最初の小作人組合である紀伊郡横大路村の共愛会設立以後、紀伊・綾喜・久世・南桑田郡など山城・口丹波地方で小作料引下げ要求がみられた。地主はこれに対処して独自の地主会を結成するかたわら、小作米品評会等を通じて地主収益の増加をはかった。

つぎに明治後期に始まった耕地整理について付言しよう。

農民にとっては土地の生産力の増強は多年の懸案となっていた。府下の耕地は明治初年以来大体6万5千町歩のうち田は4万6千町歩余を上下していたが、耕地の実況をみると、たまに反収3石5斗に達する良田がないではなかったが、平均すれば1石6斗余にすぎなかった。ことに山間地帯ではいわゆる棚田が多く、一筆あたりの面積もせまく溝渠排水の便も悪くこれが改良は急務となっていた。

このため乙訓郡羽束師村では明治30年耕地整理に着手したが32年の耕地整理法によってこれが本格的に促進されることとなった。全国的にみれば初期には東北地方が着手が早く、関西はおくれている。

明治32年当時は耕地交換分合を主とするドイツ流のいわゆる基盤目主義の耕地整理法で、わが国の国情にあわず、同38年には灌漑排水等がとりあげられ、同42年以降は貯水池・揚水機等に及んだ。この間における府下の耕地整理は、大正12年までに累計315カ所7,061町歩余を実施し、その後大正13年から昭和12年までに157カ所4,311町歩を実施し、戦前累計約1万1千町歩に達し、戦後昭和24年の土地改良法に事業がひきつがれていった。<sup>(6)</sup>

(4) 締谷赳夫「資本主義の発展と農民の階層分化」(『日本資本主義と農業』) 193頁

(5) 大島清「日本恐慌史論・上」301頁、353頁

(6) 農林行政史、府誌、統計史料集

### 3. 大正期

明治期の農業が地租をはじめとして農業に外からの力が加わって、自給的なものから商業的農業へ変わって行く傾向が現れたのち、大正期に入ると更に諸工業とそれに伴う都市の発達は

従来の主要作物たる米およびマユの一そとの商品化をうながすとともに、イグサなど新たな工芸作物、蔬菜、果実、畜産物の生産を伸長させた(第4表・第5表)。そのために反収が増加した結果小作料も増加し国家体制の基礎として地主層が確立されたが、大正期における農政は、多収穫、土地改良事業等をつうじてこのような方向を一そく明確にした。反面日本の資本主品種改良、義が農村の過剰労働力を充分都市に吸収する力を持つことができなかつた必然的な結果として、反収の増加は小作人の収入増加につながらず、いたずらに過重労働、集約零細小作經營を強化することになった。かくて多勞多肥の日本型農業技術体系によって生産力上昇をになう零細農・小作人は農業生産の商品化にまきこまれるにつれて、かえって「販売米」を手元に確保せざるをえないようになった。明治期の農業経済調査の収支計算にあらわれた農業労働の賃金評価は極めて低く、既に集約農業の実態を雄弁に物語っているが、上述の如く大正期に入るとますますこの方向で農業生産力が発展した結果、小作料を中心とする地主・小作関係の矛盾対立が本格的な様相を帯びるようになった。また一方において、農業用生産手段を生産する工業部門が分立・形成され、農村特に零細農民は色々な形で独占資本の収奪をうけるにいたったが、零細農民が支配的な京都府下においても、やはり、その例外ではなかつたようである(第12表)。

第12表 耕地整理事業(京都府)

年次	箇所数	面積
大 1	65	2,273.2
2	79	2,553.9
3	101	3,016.6
4	125	3,801.0
5	141	4,404.3
6	154	4,888.3
7	163	5,099.4
8	253	5,841.8
9	291	6,326.7
10	300	6,645.4
11	312	6,969.9
12	315	7,061.0
13~	157	4,311.7
昭 12		

第13表 石油発動機の普及  
(京都府)

市郡名	1923.4. 現在	1926.4. 現在
京都市	11	12
愛宕	7	22
葛野	7	12
乙訓	25	58
紀伊	11	18
宇治	1	19
久世	17	33
綾喜	48	63
相楽	76	124
南桑田	41	137
北桑田	2	12
船井	22	27
何鹿	6	37
天田	26	53
加佐	15	42
与謝	3	134
中	4	81
竹野	8	159
熊野	12	32
計	342	1,075

資料:「京都府農会報」

京都府における産米改良は、地主・小作間の融和をはかる目的として、1910(明治43)年9月改良機関として米穀同業組合の組織を勧奨したことにはじまる。府の米穀検査規則は1915(大正4)年4月に制定、実施されたが、これは他府県よりおそらく、京都府が米の消費地移入地であることと、共同苗代・正条植・害虫駆除などいずれも強制措置はとらないとする大森知事の農政のあらわれであった。これに対し、何鹿郡・南桑田郡など他府県に移出する産米の多い地方では、郡農会を中心に産米改良運動がさかんであった。なお、産米検査制度の普及によって百種に及ぶといわれた水稻品種は、以後「神力」を改良した「旭」などが普及し固定されていった。このような改良された産米が多数市場に出回るとともに、諸工業の発達による都市化に助けられて米市場の急激な拡大、就中、地主の商人的米投機がもたらされた。事実、府下各地で米穀検査実施後に新たな米の市場や販路が生じたし、これにたいし、既存の米市場を破壊された紀伊郡等7郡の米穀商・精米業者らは、検査実施後の9月から12月にかけて、精白米の移出検査反対などの米穀検査規則改正運動を展開した。ある農会技術員は、何鹿郡物部村の地主の動向を次のように指摘している(『京都府農会報』第317号1919年8月)。「地主として小作者を指導し、根本的解決の目的に副ひ居る如き事実の未だ一も眼にし耳にする能はざるを痛根事とする。… 苗代を改良せず厚播をなせる者、種類の改良をなさざる者第一は地主側にあり。害虫駆除を実行せざる者又地主側なり」。

米市場の急激な拡大を利用して地主的・商人的米投機によって米価が急上昇しただけでなく、第1次世界大戦開始(1914年)以来のインフレーションの昂進により労働者の実質賃金は著しく低下したが、遂に1918(大正7)年8月3日、富山の小漁民の主婦たちが米穀商人の行なう米の船荷積出しを阻止した行動に端を発して全国に拡大した米騒動が起った。そして次第に農村における米騒動は、小作料減免や村政改革の要求と結合し階級闘争としての性格を帯びていった。

かくて、山城地方全域に展開した小作争議がかちとった小作料の引下げは、戦後恐慌による米価の暴落と共に地主経済を悪化させた。地主の土地利回りは預金利率や借入金利率より低くなり、そのため地主のなかには土地の一部を売却して山林・宅地・有価証券などに投資して転進をはかっていった。反面、府農会をはじめとする地主の支配的な農業団体は、俵米品評会・稻作立毛共進会・精米の機械化・金肥増投などをつうじて小作米の商品価値をたかめる諸対策のかたわら、農家経済調査の開始により「米生産費」の合理化をはかり、米価維持につとめた。1923(大正12)年4月実施の新農会法によって全農民を農会に強制加入させた府農会は、普選実施への対応策として第1回町村農会総代選挙を行ない、同時に、米生産の基盤を自作農、自小作

上層農におく方針を強くうちだした(第14表)。

自作農創設と系統農会の総代・評議員選挙を契機として農会の部落行政における発言権が増大したために、今や農会は農業政策の主要な推進機関となったばかりでなく、町村・警察と共に三位一体の地主的町村行政機構が確立したといわれるに至った。事実1924(大正13)年小作調停法の実施後、系統農会は小作争議に積極的に介入するようになったのである。

第14表 町村農会総代の構成(1923.4 京都府)

郡名	地主	自作	自作兼作	小作	計
愛宕	35	86	39	32	192
葛野	52	42	34	58	186
乙訓	74	93	26	40	233
紀伊	—	—	—	—	—
宇治	20	23	10	7	60
久世	43	66	56	30	195
綾喜	92	56	80	39	267
相楽	78	188	66	41	373
南桑田	91	102	105	84	382
北桑田	172	29	10	12	223
船井	102	252	70	45	469
何鹿	90	220	33	15	358
天田	95	250	86	12	443
加佐	14	466	18	3	501
与謝	142	298	40	19	499
中	73	114	47	32	266
竹野	59	290	11	2	362
熊野	14	150	27	—	191
計	1,246	2,725	758	471	5,200

資料:『京都府農会報』第374号

恐慌後の米価をはじめとする農産物価格の下落は、農業特に小作農民の生活をよりいっそう悲惨なものにした。この時期の農家労働力の都市への流出形態には、貧農層が中小企業または家族零細経営へ不熟練労働者として就職するというコースと、中富農層の一定部分が学校教育・職業教育を受けたのち、大企業へ半熟練工として就職するというコースと2つのコースが画然と存在していた。特に前者については、上述のごとく、この時期においても日本の資本主義は未だ充分に農村の過剰労働力を吸収する力を持っていなかったから、都市においてもやはり労働力は過剰となり、その多くは農村における場合とおなじく劣悪な労働条件に堪えなければならなかったことはいう迄もない。それでも京都市近郊農村には、零細農民の兼業化がいちじるしくすすみ、農家労働力の多くが都市労働者となり、それとともに農業日雇賃金も上昇した

ので、小作農民も漸く自己労働を賃金評価するようになったという。その場合、市内の「雑業者」賃金の影響を受けながら上昇しつつあった農業日雇賃金が、その最低基準とされた。やがて京都市に近接した山城および口丹波地方ではその影響を強く受けた。ここに自家労賃評価の最低額確保のために、地主にたいする小作料減免要求が展開され、大正後期以降はげしくなる小作争議発生の一つの契機が見出されるとともに、闘争によってかちえた一定の成果を足がかりとして、自小作を中心に經營規模の拡大と商品生産の一そうの展開が進行した。ことに京都市周辺の農村においてその傾向がみられたことが注目される。

第15表 産業組合の普及 (1920.10. 京都府)

郡名	組合数	組合所在町村数	町村数にたいする組合所在町村数の割合 (%)
愛宕	2	2	15.4
葛野	7	6	50.0
乙訓	18	10	90.9
紀伊	6	5	50.0
宇治	3	3	75.0
久世	9	8	80.0
綴喜	15	9	64.3
相楽	8	7	36.8
南桑田	19	18	100.0
北桑田	11	10	91.6
船井	21	19	82.6
何鹿	20	13	92.8
天田	22	18	85.7
加佐	19	17	63.0
与謝	28	18	75.0
中	10	7	53.8
竹野	26	14	93.3
熊野	4	2	22.2
計	248	186	69.1

資料：京都府統計書、京都市を除く

独占資本が形成されるようになると、最早地方の高利貸や肥料商人は不合理なものとして排除されるようになり、新たに小農保護の組織としての**産業組合**が次第にこれ等に代って登場した。府下では組合法発布の1900(明33)年にはすでに5つの信用組合を数えていた。その後1906年産業組合法の改正による信用組合兼営と連合会の法制化により、府においてもいちじるしく発達した。すなわち日露戦争後の4,5年間は府下産業組合の黎明期であり、世界大戦を契機として発展期に入ったが、1920(大9)年の戦後反動により大打撃を蒙った。その普及は1920(大9)年において、町村数にたいし組合所在町村数の割合は69.1%であった。地域別に

は南桑田・北桑田・何鹿・竹野郡など丹波、丹後地方に発達し、山城地方では乙訓郡に普及率が高い。さらに1921(大10)年以後大正末期までは低調時代となつたが、昭和2年の金融恐慌と丹後震災の試練を経て、1932(昭7)年以後産業組合拡充5カ年計画をたて、1937(昭12)年には産業組合未設置の町村はなくなった(第15表、第16表)。

第16表 産業組合累年比較

年次	全国組合総数	京都府組合総数
1903	870	16
05	1,561	27
10	7,308	163
15	11,509	223
20	13,442	262
25	14,517	283
33	14,651	306
34	14,815	309
35	15,028	310
36	—	309
37	—	293
38	—	303

資料：産業組合史

一方農村恐慌期に際して、産業組合の販売、購買部門における進出がめざましくなるにつれ、これより排除される中間機関にとっては死活の問題となり、1919(大8)年反産運動となってあらわれた。この反産運動の中心となった肥料商・米穀商・醤油醸造業者・文具商・売薬業者・医師などが対抗して、11月日本商権擁護連盟大会を開くなど気勢をあげたがその影響は府下にも及んだ。とくに府下船井郡では1935(昭10)年設立認可となった医療組合南丹病院が医師会から攻撃された。

ここで、時期をさかのぼって明治期からの府林政と、主として

公有林野の動向を概観してみよう。府下の民有林の占める割合は、全国にくらべ相当高率であり、1881(明14)年の民有林の占める割合は93.4% (全国は68.9%) であった<sup>(7)</sup>。旧藩時代の農用林・薪炭林など村落の入会慣行地は、明確な所有権が設定されていなかったために、明治初年その少なからぬ部分がいち早く官有に編入された。しかし、官有地とも民有地ともその帰属がはっきりしないかなり多くの部分は、公有地として払下げられ、所有権創設の対象となった(1873.3 太政官達 114号「地所名称区別法」)。ついで所有の確証がないかぎり公有地はすべて官有地に編入されるところとなって、公有地制度は廃止され(1874.11 太政官布告 120号「地所名称区別改正法」)、比隣保障の法により村持地を民有地に編入した(1875.6 地租改正事務局達 乙3号)。

京都府のとった旧村持共有林野の対策は、1883(明16)年2月の共有部分林養成心得の発布をはじめとする。もっともこれより先維新当時の戦乱と明治10年代インフレーション時の木材需要上昇による府下の森林資源枯渇にたいして、官林・民林にわたる濫伐の防止と、火入れ・採草の禁止、および淀川流域諸山の水源涵養・土砂抑止のための対策がだされていた。1883年の養成心得(全12条)は、町村内官有原野のうち耕作不適の土地に植林して町村共有林を養成させようとするものであった。そのため「一町村若クハ都合ニ因リ区域ヲ定メ<sup>(8)</sup>」て部分林組合を設置し、共有林の保護・運営にあたらせた。またつぎに1884(明17)年11月の共有山林保護例によって、各町村の協議による共有山林の保護を積極的に講じさせたが、これをきっかけに、

地元の民林保護対策も進み、数カ村にまたがる入会山の慣行約定や立会山取締規約がかわされた。

養成心得・保護例による共有林保護対策が、行政区画の活用による地元民林保護を勧奨したことは、ついで1888(明21)年4月の市制・町村制に際し合併した新町村に基本財産としての林野の所有を認め、部落有林野を町村有に統一するという公有林野の整理につながる。

日露戦争のとき戦時記念林として学校基本財産設定のため、部落有林を寄付し1906(明39)年4月に村有となった南桑田郡曾我部村の場合、30年ないし永久の入会慣行の継続が旧部落に保証され、しかも貸地料として有料の使用であった。同郡亀岡町有林の場合は、1889(明22)年以降20年賦をもって亀岡町から旧所有主25部落へ賠償金が支払われた。新町村内の各部落ないし部落連合という生活協同体の結合が強いばあいには、共有、入会地の分断はなかなか困難であった。船井郡富本村富庄の旧3カ部落と南桑田郡旭村旧5カ部落の共有林247町歩(現在八木町三俣山財産区)の場合も似たようなケースである。明治22年新村発足に当たり、共有林としてまず両村長の管理下におかれていた。

そのほか綾喜郡宇治田原村では各部落が他部落と相互にいくつかの区有林を分有する関係にあったし、このような例は府下の山村でも非常に多い。当時これらは焼畑をはじめ肥料の供給源として重要な意味をもっていたのである。そこで部落有林の統一が各地ですすむ段階では、「熊野郡の如きは共有山野の整理に着手し、丹後名物といるべき焼畑の如き今後大に減少する見込みなり」(「京都府農会報」第76号、1898.8)という現象を生ぜしめた。

また部落有林の統一がすすむ一方では、郡制下で1904(明37)年1月の北桑田郡有林の設置をはじめ多くの郡有林が設けられたこともあり、府有林も1896(明29)年の加佐郡岡田中村の模範林をはじめいくつか実現した。

ついで明治後期の続発する災害に対処して、治山・治水対策の一環として、また町村財政を確立するという意図をふくめて政府は、1910(明43)年から公有林野の整理、部落有財産の統一に着手した。この公有林野の整理・統一は、1939(昭14)年3月の森林法改正においてその積極の方針をやめるときまで継続しておこなわれた。京都府では、1910(明43)年6月の公有林野造林補助規則制定をはじめ樹苗養成・竹林造成などを奨励した。

つづいて大正期にかけて民有林の営林監督と林業の奨励とが積極的におこなわれた。とくに、公有林野の整理進行とともに有用樹種の植栽がすすんだ。即ち、京都府の公有林野の造林は、1910(明43)年の補助規則制定以後、1916(大5)年頃を最盛期として1920(大9)年まで

に造林面積は16,735町歩に及んだ。また公有林野官行造林は、1920(大9)年までに5,000町歩が契約または予定地に編入され、事業開始以来1920(大9)年までに1,948町歩を植栽した。森林組合は、1913(大2)年5月の佐伯大城山施業森林組合(現在亀岡市薄田野町)をはじめとし主に船井郡・加佐郡にさかんであったが、その大半は林道補助金を目当てにした土工森林組合であった。

(7) 「京都府統計史料集・1」

(8) 京都府山林会「京都府山林誌」明治42年刊

#### 4. 昭和大恐慌期

前項で言及したように、わが国の農政は、日本資本主義の発展過程に対応して大正の後半からしだいに質的転換をとげていく。

1927(昭2)年3月の金融恐慌を機に深刻となった不景気は、1929(昭4)年10月のニューヨーク株式市場の大暴落にはじまる世界恐慌によって、ますます深刻の度を加わえた。米、マユ・生糸をはじめとする農産物価格の暴落は、膨大な負債と公課負担にあえぐ農民経済を更に圧迫し、いわゆる昭和農業恐慌に突入していく。

恐慌により農家経済がいかに破綻していったかを、京都府農会調査による第17表によってみてみよう。

ここにみられる5つの農家事例のうち、綾喜郡の場合は、「平坦部にして比較的経済状態良好なる農村」の「中庸以上」農家の実例であり、与謝郡の場合も同様の程度と思われる。これによれば、1929(昭4)年から翌年に分けての農業収入はどの農家も激減するが、とくに山城平垣部農家にくらべ丹後の農家にその傾向がいちじるしい。家計費もまた極度にきりつめたにもかかわらず、農業所得は家計費にみたず、農業以外の勤労所得その他をあわせてもなお不足し、反対に支出は相対的に固定し、農家経済はいずれも100円~200円の欠損を生じた。「借金しても納税を」という「美風」(与謝郡)に示されるように、農家負債とともに租税公課の重圧は農家経済を窮屈に追いこんだ。国税府税にくらべて町村税の滞納は続出し、町村財政に支障をきたした。「最近不況に次ぐに不況を以てし、枯渇し切れる農家経済は納税に当り現金調達の見込なく、三度の食事を一度に減じても、外聞を憚り家の嫁入道具の櫛等を役場に持参し、或は其の他穀類等の現品を以て納税を果さんとする等、四苦八苦全く血を吐く思ひの納税振」(天田郡)りであった。農家経済の窮屈化は、すでに農村の貨幣経済化が普及していた山城や丹波、

第17表 農家経済(京都府)

区分	自作					
	綾喜郡(山城)			与謝郡(丹後)		
	1929	30	31	1929	30	31
耕作反別	田 反 8,810	反 8,810	反 8,810	反 6,305	反 6,305	反 8,003
	畠 3,621	畠 3,621	畠 3,621	2,002	2,002	2,002
	計 12,501	計 12,501	計 12,501	8,307	8,307	10,005
耕地	所有 12,501	12,501	12,501	8,307	8,307	9,905
	借入 —	—	—	—	—	0,100
家族数	7	7	7	6	6	6
農業収入	円 1,579.52	円 1,184.18	円 1,052.58	円 1,158.18	円 737.39	円 470.92
農業経営費	721.12	608.80	505.93	556.37	398.97	192.40
農業所得(1)	858.40	575.38	546.65	601.81	338.42	278.52
指數	100	67	64	100	56	46
農外所得(2)	108.10	119.43	130.19	139.59	166.16	149.99
農家所得(1+2)	966.50	694.81	676.84	741.40	504.58	428.51
指數	100	72	70	100	68	58
家計費(3)	977.73	900.14	809.24	707.62	512.97	436.10
指數	100	92	83	100	72	62
家族1人当たり家計費	139.68	128.59	115.61	117.94	85.50	72.68
租税公課(4)	232.08	187.41	155.07	122.66	111.15	103.27
指數	100	81	67	100	90	84
農家経済余剰(1+2) (-3-4)	-243.31	-392.74	-287.47	-88.88	-119.54	-110.86

資料:「京都府農会報」第408号1932.7

丹後を問わず進んだとはいえ、農業の社会経済的条件の異なる地帯では、農業恐慌の受け止め方にも異なる点があった。

第18表は、農家経済の個別の様相をみたものである。恐慌がすすむにつれ、京都市では、蔬菜栽培のさかんな上賀茂、西ノ京、深草などでは「不況なりと雖も尚多少の余裕を有るも」、稻作本位の納所、横大路、向島、醸造などは「相当深刻」であった。北桑田郡の木炭製造を主とする農家では、「食糧米は食盡くし、日々購入せる有様にして而も日當は八拾錢乃至五拾錢に過ぎず。販売は産業組合に委託し漸く月収拾弐參円を以て一家の生計を支持せるの状態」であり、与謝郡においても、「生活の現況は主として自給自足主義により出来得る限り現金支出をなさざるの方針を徹底しつつありと雖も、尚生活費に不足を来たし食用米の売却或は担保として之が費用の一時借入をなすもの等年と共に多きを加へ、酒煙草其他嗜好品の節約又は廃止その他一般の生活程度過去に比し著しく低下し、食はんがための線上を彷徨しつつあるの現状」であった。相楽郡の農家副業である製糞、鹿の子絞り等も価格暴落し、「其の生活状態は全く自給自足にして、衣食の如きは其の栄養を害するの憂ある程度までに低下し」た。

区分	自作兼小作			小作		
	綾喜郡(山城)			与謝郡(丹後)		
	1929	30	31	1929	30	31
反	反 16,028	反 16,028	反 16,028	反 9,525	反 9,711	反 9,711
畠 3,601	畠 3,601	畠 4,127	畠 3,108	畠 3,108	畠 3,028	畠 0,627
計 19,629	計 19,629	計 20,225	計 12,703	計 12,819	計 12,809	計 8,520
—	—	—	—	—	—	—
7,803	7,803	8,309	0,915	0,915	0,915	0,204
11,826	11,826	11,916	11,718	11,904	11,824	8,316
7	6	6	5	5	4	5
円 2,390.35	円 1,735.48	円 1,299.77	円 1,493.23	円 1,180.73	円 960.73	円 1,131.88
1,055.28	843.80	532.95	837.93	779.57	650.29	682.99
1,335.07	891.68	766.82	655.30	401.16	310.44	448.89
100	67	57	100	61	47	100
124.56	130.94	122.62	95.63	92.20	94.96	290.20
1,459.63	1,022.62	889.44	750.93	493.36	405.40	739.09
100	70	61	100	66	54	100
1,220.85	1,084.83	1,009.29	698.93	624.38	507.12	787.20
100	89	83	100	90	73	100
174.41	180.81	168.22	139.79	124.88	126.78	157.44
126.14	105.53	88.30	52.48	35.26	32.66	20.94
100	84	70	100	67	62	100
112.64	-167.64	-208.15	-0.48	-166.28	-134.38	-69.05
—	—	—	—	—	—	—
5	5	5	4	5	5	5

このような農業所得と農外所得の減少および農産物と工産物のシェーレ現象などは農家にばく大な負債を生じさせた。用途別農家負債は、府農会による1929(昭4)年6月現在の府下11郡130町村の調査によれば、第19表のとおりである。これによれば、すでにこの時に何鹿郡、天田郡、熊野郡など両丹養蚕地方において負債がいかに農家経済の重圧となっているかが明らかである。とくにそれは、土地改良等の農業基盤整備の拡大再生産的な資本投下のためのはほとんどなく、家計費の足しにするという性格のものが大部分であったことに注目すべきである。また1口当りの負債額が山城諸郡にくらべて相対的に丹波・丹後にいて低額であったということは、小口でしかも無担保のきわめて悲惨な債務の集積を意味しているといえよう。他方では、負債は恐慌の過程で土地所有権の移動・集中を激化せしめ、農村における階級分化を一そう進めたり、旧来の農村の信用制度たる講、無じんをも動搖させた。農村の頼母子講はいずれも掛金に苦しみ、休講が続出し(愛宕郡、綾喜郡、天田郡)、貸借関係は個人および産業組合をとわず期限になっても償還はもちろん、利子の支払いさえ不可能のありさまであった(久世郡、与謝郡)。断片的事例ながら、恐慌の農民生活に及ぼした影響の深さは次のように報告されている。

第18表 農家経済の個別の様相（京都府）

(1) 天田郡（丹後「中庸農家」）

区分	収入						支出						収差	支引	
	米	麦	マユ	畜産	蔬	菜	計	負担	経営費	食費	衣住費	その他	計		
1929	円 166	円 27	円 289	円 40	円 80	円 602	円 83	円 102	円 261	円 90	円 55	円 591	円 11		
1930	円 110	円 20	円 166	円 30	円 60	円 386	円 73	円 80	円 177	円 85	円 45	円 460	円 -74		
1931	円 108	円 17	円 175	円 20	円 40	円 360	円 68	円 50	円 188	円 80	円 36	円 422	円 -62		

(2) 加佐郡神崎村（丹後、水稻2反、桑園3反、間作に青刈大豆、麦、そ菜、山林3反、鶏20羽、家族5人）

区分	収入						支出						収差	支引	
	養蚕	米	麦	蔬菜	養鶏	雑収入	計	諸負担	肥料代	家計費	負債	その他	計		
1929	円 555	円 110	円 18	円 55	円 30	円 768	円 117.50	円 78.00	円 375.00	円 120.70	円 15.00	円 30.00	円 736.20	円 31.80	
1930	円 330	円 88	円 10	円 40	円 20	円 488	円 104.30	円 42.00	円 295.00	円 100.50	円 25.50	円 25.20	円 592.50	円 -104.50	
1931	円 255	円 64	円 7	円 30	円 15	円 371	円 89.80	円 30.00	円 215.30	円 80.30	円 30.80	円 24.00	円 470.20	円 -99.20	

(3) 相楽郡（山城）

区分	比較的良好ナル地方			中庸ナル地方			不良ナル地方				
	収入金	支出金	差引	収入金	支出金	差引	収入金	支出金	差引		
1929	円 908	円 908	円 0	円 750	円 650	円 100	円 650	円 630	円 20		
1930	円 744	円 799	円 -55	円 580	円 630	円 -50	円 550	円 605	円 -55		
1931	円 570	円 640	円 -70	円 480	円 585	円 -105	円 430	円 560	円 -130		

資料：「京都府農会報」

第19表 用途別農家負債（1929.6現在、京都府）単位千円、千円未満四捨五入

郡名	調査町村数	土地購入		土地改良		農業経営		家計費		その他の		合計		
		口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	
愛宕	9	208	347	-	-	369	258	1,225	117	133	45	1,935	766	132
葛野	8	104	63	10	7	74	27	31	16	56	63	275	175	52
綾喜	7	159	70	5	1	358	65	21	6	178	46	721	188	119
相楽	18	1,186	527	189	33	875	140	1,319	363	305	86	3,874	1,148	636
北桑田	11	392	149	41	2	194	42	916	336	1,044	334	2,587	862	327
何鹿	12	1,488	457	222	48	1,827	423	2,021	455	1,711	430	7,269	1,813	1,251
天田	18	2,213	722	281	80	1,670	518	2,752	717	1,984	411	8,900	2,448	1,669
与謝	19	586	224	31	11	2,140	408	1,143	298	733	218	4,633	1,158	673
中	12	236	186	133	39	745	204	716	209	597	119	2,427	757	263
竹野	8	200	86	84	37	873	297	996	204	388	204	2,541	828	453
熊野	8	736	186	466	107	1,646	324	2,046	335	1,212	305	6,106	1,258	714
計	130	7,508	3,017	1,462	365	10,771	2,706	13,186	3,054	8,841	2,260	41,268	11,401	6,289

資料：「京都府農会報」

久世郡「月掛五拾銭の簡易保険さへも解約者増加する状況なり、秋収納米を即時差押へられたるもの、農具及家具家財を差押へられたるものあり」、南桑田郡「家計不如意の為め農具及家畜を売却せるもの、電燈料不払のため送電中止されたるものあり、小学校教員給料不払のもの二、三ヶ村あり」、北桑田郡「山村に於ては何等労働収入の途なく、從て飯米に窮し親戚より貸与を受け其の日を過すもの多く殆んど共倒れの状態なり」、船井郡・天田郡「負債償却の途なく春繭の差押を執行せられたるもの相当あり」、竹野郡・船井郡「家族離散又は夜逃げをなすものあり」。また農家経済の破綻は、「共同的自治的観念薄らぎ」、「都会生活乃至俸給生活への憧憬又は嫉妬の気分を醸成」（「京都府農会報」第480号）し、各種の社会不安をかもしだした。

1932(昭7)年8月の第63「救農国会」議決に基づく農山漁村経済更生運動、救農土木事業、産業組合拡充5カ年計画は、京都府においてもあいついで実施された。即ち、いわゆる「篤農家」を部落ごとに設定して精神作興のテコとし、各種共同作業と、1931(昭6)年7月以降連年の自給肥料増産・速成堆肥・自家用醤油の奨励などの自給自足主義の普及と共に、1931(昭6)年府農会による蔬菜採種圃拡張、1932(昭7)年4月の有畜農業奨励、31年5月および32年9月の放牧採草地新設・改良、そして27年5月と28年3月の農家副業・農村工業の奨励など、全般的に商業的農業の育成をはかったのである。しかしながら、このような農村不況対策は、一般には充分に農民所得の向上にプラスするところとならなかったが、せまり来る戦時経済下に農村および農業を対処させるための準備体制となった。すなわち、世界恐慌を正面からもっとも深刻にうけとめた養蚕農家のなかには、すでに桑園を蔬菜作、米作などに転換するものもいたし、府はまた桑園の整理・改植をあいついですすめ（31年2月以降）、桑苗検査制公布をもって桑樹の新植を規制し（34年11月）、代作・混作の奨励（34年9月以降）等により桑園の縮減をはかったのである。第20表にみるように、30年をピークに府下の桑園は減少をつけ、明治中期以降、府の農業生産において米とならぶ大宗として農家経済に不可欠であった養蚕は、かくしてその意義を消失していった。桑園の改植・整理とならんで、その跡作には、町村単位に品種等を指定して食糧・飼料の増産が強力に指導され（35年3月）、あるいは、郡は製糸（株）による取引先養蚕農家への蚕糞利用による緑羊飼養の奨励（34年8月）、府立種羊場設立（35年12月）、有畜農業専任指導奨励官の設置（35年）などの一連の施策がこれに続いた。

自力更生・土木事業を内容とする時局匡救事業は、農村「労力の需要を増加し、余剰労力の

町歩
1924
26
28
30
32
34
36
38
40
42
46

資料：「京都府統計書」

利用と其精勤による収入の増加」(竹野郡)はある程度の農家経済の緩和に裨益したとはいえる、「其の設計額極めて低額なるに拘らず、工事材料は日々高騰を続け、為めに其の設計単価を以ては工事の施行困難なるものあり、時に却って町村財政を脅かす虞ある向なしとせぬ」(与謝郡)ありさまであった。そのため、「村自体が真に希望する必要工事を施行するの程度に至らずして、大部分が補助取り式の工事に終るの憾あり」(中郡)、「道路、港湾事業は材料代に多くの経費を要し資本家儲けとなり、労働賃金少く匡救事業としては喜ばれなかった」(熊野郡)(「京都府農会報」第486号。1933.1)。

1927(昭2)年3月の丹後震災の復興活動をつうじ、あるいは金融恐慌下にもかかわらず組合および連合貯金会が漸増し、緊急勅令によるモラトリアムに際しても市中銀行に比べ余裕ある貸出しを続けた産業組合は、29年6月の京都府購買販売利用組合連合会の設立を起点に肥料、米穀の取扱い事業量を増大させ、その基礎をいよいよ強固なものとしていった。それはまた戦時下の統制機関的役割をになう準備段階でもあった。

恐慌の深刻化による農家経済破綻、自給自足主義のもとで、農民は農産物庭先価格と生産手段購入価格との価格差による農業収入の減少を、その作物の増産と、少しでも有利な他の商品作物の導入とによってみずから対応していった。すなわち、この時期に米は、府の採種圃設置による旭種等への品種改良と穀物検査の強制執行により、連年80万石の生産を維持するようになり、小麦もまた1932(昭7)年政府の小麦改良増殖奨励計画に対応して自給生産をめざし、冬期休閑地約8,000町歩の裏作利用として奨励され、1924(大13)年の26,957石から34年の42,705石に増産された。これにたいし、両丹地方に普及していた大麦は漸減し、ビール醸造用大麦(ゴールデンメロン種)の生産もまた停滞した。

果実および蔬菜類は、大正期にひきつづいて生産の増大をみたが、ことに京都市を中心とする梨、ブドウ、キウイ、スイカ、トマト、カンラン等は飛躍的に伸長し、牛、豚、ニワトリの飼養頭数も漸増した。このような農家の多角的経営による商業的農業が展開する一方、茶の生産は停滞し、既述のようにアメリカの恐慌の影響をまともにうけた養蚕についても産繭高は30年186万貫をピークに激減していった。

器械製糸のピークは、1933(昭8)年の371,102貫であった。波多野鶴吉が綾部を中心とする丹波・丹後の養蚕業をパックに郡是製糸(株)をおこしたのは、1896(明29)年であった。同社は製糸業であるが、その経営方針として当初から同地の養蚕家と深く結びついていた。優良生糸の生産、繭の正量取引等を通じて農家の経営の向上をもたらすとともに、同社経営の安定をはかっていたのである。しかしながら養蚕農家とのあつれきもまたまぬがれないところであ

第21表 器械製糸製造の状況(1935.6 京都府)

工場数	設備釜数	生糸生産額
郡是製糸(株) 10	3,906	216,395貫
新綾部製糸(のち神栄製糸)(株) 4	1,030	54,078
鐘淵紡績(株)福知山製糸工場 1	597	
産業組合製糸 2	133	
個人製糸 10	208	
計 27	5,874	(その他とも) 323,766

資料:府経済部「京都府の農林水産業」1936.3

る。郡是製糸(株)の資本の充実は大正期にすすんだ。やがて京都府・兵庫県による反郡是運動がたかまり(28年6月)、会社側の提供した不良蚕種によって加佐郡・天田郡の晩秋蚕が被害を受ける紛争事件(29年10月)も生じた。産業組合製糸・個人製糸の占める比重は微弱であり(第21表)、個人製糸の中には丹後縮緬の原料を提供する専属工場が2つあった。

1930(昭5)年8月政府の肥料配給改善助成規則によって全国的にも産業組合の肥料購買事業量が飛躍的にのびていく時期に、京都府においても硫安をはじめとする化学肥料の使用量が増大した(第22表)。しかし、産業組合によって從来肥料商との取引において発生した暴利・高利の問題は排除されても不況に呻吟する零細農家にとっては、硫安その他金肥の購入は必ずしも容易ではなかったようである。いぜんとして自給可能な厩肥、堆肥、人糞尿、柴草、青草、糞渣、ワラ桿類、草木灰、鶏糞などの比重はふえこそそれ減少しなかったのである。

第22表 肥料消費量の推移(京都府)

区分		1930	1932	1934	1936	1938
販売肥料	植物質肥料(大豆油粕など)	千円 1,493	千円 1,050	千円 1,088	千円 1,374	千円 1,663
	動物質肥料(鰐搾粕など)	1,181	1,106	1,190	831	884
	鉱物質肥料(硫安など)	457	355	511	588	670
	調合肥料	415	259	313	452	843
	計	3,545	2,770	3,002	3,245	4,059
自給肥料		3,268	3,458	3,912	3,558	4,105

資料:「京都府農会報」

恐慌はまた府下の漁業および漁村生活をも席捲した。1917(大6)年にはじまった舞鶴を中心とした漁船動力化による機船底曳網漁業は、「濫獲酷魚」のためすでに1921(大10)年をピークに衰退をはじめた。ブリ大敷網を主とする沿岸定置漁業もまた大正末期には長期不漁期に入り、漁村経済は苦境にたたされていった。加えて1927(昭2)年3月の丹後震災は沿岸漁村に直接打撃を与えると共に、丹後ちりめん機業等の被害によって深刻な地元産業の不況を招來し魚価

の不振をもたらした。これにたいし漁業生産者は、すでに大正末期に福井県から導入したサバ巾着網漁法を、府水産講習所の黒田勤技手の研究および指導船昭和丸の活動によって昭和初期に本格化し、1933(昭8)年ころには丹後海におけるサバ巾着網漁業の最盛期を現出した。日露戦争のさいにも、機業の不景気により魚価が低落したことが竹野郡から報告されている<sup>(9)</sup>。

33年5月には、舞鶴の漁業者らが自主的に「底曳網漁業禁止区域申合規約」をかわして乱獲防止につとめ、あるいは34年4月には、丹後海産物を一手に引き受けている魚問屋の慣行を廢して、その代りに府水産会委託の販売斡旋所を発足させた。

このような漁業生産者の努力にもかかわらず、1936(昭11)年頃からサバ巾着網漁業もまた衰微し、暗い戦時下漁村経済へと窒息していった。

漁獲による収入だけで生計可能な一部漁家をのぞいて、漁家経済にとってはイワシ搾粕、乾イワシ、雑魚荒粕、魚粕粉末など動物質肥料の加工製造は重要な収入源であった。与謝郡では、日露戦争のころにイワシの豊漁により肥料製造の設備がふえた。また、加佐郡の煮乾イワシ、乾アマダイ、与謝郡の桜干、袋スルメなど名のとおった水産加工品は、漁家副収入として他府県に行商販売された。竹野郡下宇川村袖志部落の<sup>あま</sup>蛋婦(海女)のごときは、<sup>てんぐき</sup>石花菜採取に福井県にまで出稼ぎし、加佐郡東大浦村野原部落のワカメ行商もまたさかんであった。

しかし、機船底曳網漁業の発達など漁業の近代化は、この時期の竹野郡下宇川村、間人町、浜詰村など俗に「間人鱈」(乾ガレイ)と称し丹波・山城地方や美濃・尾張・信濃の山間地方にまで古くから行商販売されて名のとおっていた塩乾品などを急速に衰微させた。そればかりか1935(昭10)年4月水産肥料検査規則が制定されて、も早今までのように自由に肥料の製造販売が出来なくなったのである。この頃同地では不況対策として既述の32年以降の救農土木事業によって築港が行なわれた。

(9) 「京都府日露時局記事」

## 5. 準戦時・戦時期

政府の至上命令としての戦時経済協力を通じて地主は次第に立脚点を犯されやがてそれが戦後の農地改革につながるわけであるが、まず政府の小作料統制令(39年2月)は、食糧確保のため小作農家の再生産確保をめざして小作料引上げをおさえ、米穀管理規則(40年10月)により米の国家管理方式がうちだされて、41年産米から供出米価格は地主価格と生産者価格となり、ここに供出米価格の二本建制が成立した(実際には、消費者価格がすえおかれたため三重価格制となった)。以後、地主と生産者の供出米価の乖離は増大し、小作料率は減少し、小作

第23表 三重米価制下の米価の変動と小作料率の実質的変化

区分	地主価格	生産奨励金	生産者価格	政府壳渡価格 (消費者価格)	小作料率
昭14・11・以降	円 43.00	—	円 43.00	円 43.00	% —
16年産米	44.00	5.00	49.00	45.00	52
17年産米	44.00	5.00	49.00	43.00	40
18年産米	47.00	15.50	62.50	46.00	38
19年産米	47.00	15.50	62.50	46.00	38
20年産米 〔20・4・30 20・11・1 21・3・3〕	55.00 55.00 55.00	37.50 95.00 245.00	92.50 150.00 300.00	46.00 75.00 250.00	13

備考: 昭和20年産米については3回決定されたが、実際に採用されたのは第3回目の生産者価格300円のそれである。地主の供出価格を基本価格として、生産者には「生産奨励金」がプラスされ、これは地主供出米の生産者である小作にも支払われる。小作料率は、反当収量を生産者価格で計算し、小作料を地主価格で代金納した場合のそれである。

花田仁伍「現代日本農業の起点一農地改革」(『日本資本主義発達史論』IV 350頁。日本評論社。1969.1)

米供出方法も実質上、代金納化への変更をみたのである(第23表)。

地主制の自壊過程を一面にもつ自作農創設は、京都府では1937(昭12)年末までに創設維持反別1,750町歩、貸付金総額532万円、借受自作農組合151、員数5,940人に達した。例えば、稻作を主とし梨および蔬菜栽培のさかんな久世郡佐山村佐古部落では(第24表)、耕地の大部分が京都市および他町村の不在地主「数名」の所有(在村地主は2名)であったが、自作農創設第1年度の37年に、府から11,000円の低利融資を受けて、3町8反5畝の小作地(関係小作農12戸)を買取し(その反当価格は400~480円)、自作農創設に着手した。

第24表 久世郡佐山村佐古部落(1937年)

農家戸数		経営耕地別農家戸数
自家	1戸	5反歩以下 3戸
専業	5	5~7反 3
農家	18	7~9反 4
	32	9~11反 17
	2	11~13反 14
計	58	13反以上 17
兼業農家	13	計 58
商工業	2	
その他	8	
合計	81	

資料:「京都府農会報」

府の農山漁村経済更生事業は、この時期に「第一に生産力の確保増進、第二に農家の生活安定」をめざして、食糧増産と徵用・徵兵による質的・量的の農村労働力減退に対する「自力更生」・「銚後農村」対策としてはっきりうちだされ、抜き差しならぬ政府の至上命令としての戦

争經濟協力事業となつた。即ち、「この村で数年前から実行して居られる經濟更生計畫に臨時応急的の事項を追加して、從来不徹底であった更生計畫を徹底的に実行」し、その事業は「決して農村救済施設ではなくて、寧ろ各位が苦しみを嘗めて、或は労力も進んで奉仕して施設の完成を図っていただく」ものであった（傍点筆者。昭和13年3月31日、船井郡上和知村の經濟更生特別助成村計畫実行宣誓式における鈴木知事の訓示）。府下の主たる農家副業であった養蚕は縮減され、かわりに各種軍需品供出のための副業生産がすすめられたのである。

府下の農民生活は、農業恐慌、34年の凶作につづき、戦争經濟の進展によりいよいよ困難な生活においこまれた。軍需生産偏重は、物価高騰とともに化学肥料をはじめ農業生産手段の絶対量不足をきたし、ひいては上述の農山漁村經濟更生事業にもかかわらず食糧需給の逼迫となつた。さらに数々の悪条件下で食糧増産に励まれた農家にも「非常時經濟」として、衣類の新調は控えよ、子供は玩具を使うな、光熱使用は節約せよ、家屋の新築・増改築は見合せよ、国債を買いましょう、貯金をしましょう、などの節約勧奨がよびかけられた（1937.11府農会発表）。戦時下經濟統制機関として、産業組合はほとんどの町村に設置され、38年7月には、未設立の6町村に府から産業組合設置が強制された。産業組合や農会等府下の農業関係団体は、44年1月に京都府農業会に統合され、食糧確保、農村からの国債消化資金吸収等、完全に戦力増強のない手となつた。

また戦時中の食糧増産施策の所産として巨椋池干拓事業をあげることができる。この地はもと巨椋池といって宇治・木津・桂3川につらなる一大湖沼であったが、1910(明43)年淀川改修により独立の沼沢となり、1932(昭7)年2月国営事業として干拓事業に着手以降8年の歳月をへて1941(昭16)年11月竣工をとげた。工事直前の周囲4面積800町歩、水深平均3尺の大池から650町歩の美田をうんだのである。

## 6. 戦後復興期（1945—1955）

1945(昭20)年8月、長い戦争が終わると、国内には大きな混乱と無秩序がひろがつていった。そしてすぐに食糧危機が迫ってきたが、当時府下の農村の地力は消耗しつくし、土地生産力は極度におちていた。例えば45年の産米57万石と20(大9)年の90万石の豊作との大差がこれを物語っている。そこに外地からの復員と帰国で人口はふくれあがつた。

ことに京都府は京都市をかかえ、1日平均4,000石の主要食糧を必要とし、全国的にみても主要消費地としての立場にあった。すなわち本府は年間を通じて100万石をこえる不足量を移入に仰ぐ必要があり、府内産の米・麦・甘藷・馬鈴薯をあわせ約50万石の配給量をえるとしても、米を例にとれば、府下産米で供出される36~7万石と移入米35万石程度で米食率は50%を上回ることができない勘定であった<sup>(10)</sup>。47(昭22)年にかけて食糧の遅配欠配がつづき、都市の住民は米・麦・いもなどの買出しに長蛇の列をなしていた。

そこに府下でも変則的な農村景気が現出した。農漁村の一部には尺まつり(100円札を重ねて祝う)のうわさもあった。また終戦による供出意欲の減退から警察力による強権発動も辞せずとされることもあったが、大多数の農家は都市を救えということで供出完遂に努力し危機のりこえたのであった(第25表)。それでも47(昭22)年3月には、未完納の町村が81%もあり、110%供出完遂が軍政部から命令される最悪期もあった<sup>(11)</sup>。

このような事情が府下の農村の構造を大きく変えていった。都市の生産ストップからくる潜在失業者の農村復帰、復員、外地引揚者の農村定着から、農家人口は46(昭21)年4月には43万6,000人に、50(昭25)年2月には47万7,000人まで増加した。米をめあてに農村への嫁入りがみられたのもこの頃である。当時府会活動の大半は移出県向けての出荷懇請に費やされた。

一方この時期には旧来の農村構造を大きくゆるがす大改革がつぎつぎと実施されていった。その中で農地改革は、農協の設立とならんで戦後の農村改革の基礎となった。まず農村民主化のために強行された農地改革により農地の大規模な解放が行なわれ、1947(昭22)年3月の第1回買収から1952(昭27)年7月までに約1万6,000町歩が反当り700~800円で解放された(第26表)。

これによって不在地主のもっていたほとんどの小作地はなくなり、1941(昭16)年当時約3割

にすぎなかった自作農は約6割にふえ、小作農は2割強から4%に減じた。この結果として農村の地主的支配は消えていった。もっとも、山林の解放が行なわれなかつたため、旧地主のなかには、山林その他の面で経済的優位をもちつづけているのは周知のとおりである。

第25表 供米割当率の推移（京都府）

区分	供米割当量	米収穫高	供米割当率
昭20	406千石	574千石	71%
21	324	786	41
22	401	817	49
23	368	811	45
24	333	743	43
25	262	761	35
26	237	748	32
27	225	770	29
28	105	604	17
29	155	764	20
30	150	990	15

資料：府統計書、1千石未満は4捨5入

第26表 農地改革による農地の解放実績

区分	全国	京都府
農地の買収面積	町歩 1,808,090 (186,173)	町歩 15,642 (467)
農地の売渡面積	1,975,132	15,871

注 全国は日本統計年鑑、京都府は買収売渡実績確定調査による、( )は所管換算累計、牧野宅地等は省略

また戦後の農民運動は、この農地解放を運動目標に盛りあがった。戦時中の弾圧が排除され、占領軍の農村民主化指令をうけて、農業団体の民主的発足を期しその運動の方向は農地解放のほか過重供米反対運動にも向けられた。府下では1946(昭21)年の上鳥羽農民組合の農地斗争がトップを切り、これら農民組合は日本農民組合(日農)の下に結集されていった。しかし、農地改革が一段落するとともに、当面の目標を失い、全国的に農民組合運動は低調となって今日に至った。また戦時中戦力増強のために発足した農業会は解体されるとともに、あらたに農民の協同組織として農業協同組合が発足することになった。

47(昭22)年11月農業協同組合法が公布されると、府下では農業復興会議(農民組合、学識経験者等で構成)が推進母体となって、48年末には300近い組合とその連合組織として5つの連合会が生まれた。しかし、これらの組合は当初経営基盤のせい弱さをまぬがれず、50(昭25)年

頃にはドツッジラインの影響をうけて府下でも約半数が赤字に転落し、51年には再建整備法がだされ最悪期を迎えた。府は不振組合の建直しをはかる一方56(昭31)年から組合の自主的合併をすすめ、次第にその基礎が強化されていった。

農協は55(昭30)年頃まで「米と肥料と貯金の3つの柱によって支えられている」といわれたが、やがて供出面の役割が減じていくとともに、その強化された農協組織の果たすべきあらたな機能についてはのちに述べるところである。

このように食糧増産と供出に明けくれた時代には、農地改革などとともに開拓が重要な意味をもっていた。45(昭20)年旧軍用地等2,100町歩の開墾を計画、46年以来天田郡長田野の陸軍演習場跡250町歩、巨椋池干拓地の飛行場160町歩の開拓など、船井郡蒲生野、曾根、京都市金閣寺裏の原谷開拓など49(昭24)年4月頃には10余の地区に約1,800町歩の開拓が始まり今日までに3,066町歩を達成した<sup>12)</sup>。

一方、土地改良は47(昭22)年に亀岡町の平和池の築造、49年に綴喜郡八幡排水事業の完成をみ、おくれて53(昭28)年天田郡豊富用水の完成をみたことなどが特筆されよう。

また、この頃府下の茶園もようやく息を吹きかえした。戦前の1,800町歩に上る茶園は戦時中つぶされて860町歩になり、荒廃したが49(昭24)頃には早くも戦前水準に復帰、茶業研究所において高級茶の研究などが始まった<sup>13)</sup>。

また48年には農業改良普及員と生活改良普及員が配置されて農業技術を指導し、農家の相談相手となり、また各養蚕地帯に蚕業技術指導所がおかれた。さらに農業経営の合理化と省力化をおしすすめるため新農村建設を目指して昭和25年度から農地交換分合を実施、50~51(昭25~26)年の2年間に府下19カ町村をモデル指定町村として選定3,500町歩の交換を行なった。このうちでは天田郡細見村や相楽郡中和東村などが知られている<sup>14)</sup>。

また、1951(昭26)年には積寒法の適用をうけて、北部の丹波、丹後の86市町村が指定され、積雪寒冷单作地帯の生産力上昇を狙った土地改良などがすすめられていった。

この間食糧事情も最悪期をすぎ徐々に好転していく。49(昭24)年4月水産物の統制解除と蔬菜配給解除がつき、同年12月供出後のいもの自由販売が実現し、50年には肥料統制解除によって農村の秩序も次第に正常に復していく。ついで52(昭27)年5月麦の統制撤廃をみ、53年の全国的大凶作(全国5,490万石)を最後に食糧危機を脱し、55(昭30)年の大豊作によって一つの転機を迎えたのであつた。

なお、この時期に看過できないのは災害である。戦時中治山治水や必要な改修工事が見送ら

れていたため戦後あいつた災害によって傷を大きくした。災害復旧がすまないうちに次の災害がくるという悪循環と、国庫補助の不足から財源持出しがふえ、府も市町村も財政悪化の一因となった。ことに53(昭28)年330人の死者をだした南山城大水害をはじめあいつづく災害によって最大のピンチに立たされ、その後の財政再建の苦境期を迎えるのである。しかし、この期の投資はインフレ期の先行投資の形で反面安い投資として報いられたのである。

10 府政だより(昭24.10.5)「最近の食糧問題」

11 京都昭22.3.21

12 府政だより(昭24.4.15)開拓だより

13 府政だより(昭25.2.15)茶園の新植と輸出の振興

14 府政だより(昭27.9.1)新農村建設

## 7. 高度経済成長期(1955— )

前述のように1955(昭30)年の全国的大豊作で戦後初めて米不足から解放され、昭和44年度には自主流通米制度が公認され、今日では米のある時代といわれるようになった。この間1953(昭28)年の朝鮮戦争終了による反動不況を経て、55(昭30)年から日本経済の高度成長期に入り、大企業の進出が始まるとともに農村から流れ出る安い労働力がこれを支える柱の一つとなった。そして第一次・第二次産業の高度化をはかるためには、農業の近代化による生産性向上が狙いとされ、経営規模の大きな農家は育てられ、零細農家は当面兼業収入の増加をはかりながら離農させるという農政の選別政策がすすめられていくのがこの時期の特徴である。

この間府下でも農業経営の低収益から現金収入を求めてまず都市近郊の小規模農家を中心とする通勤兼業がすすみ、2、3男の脱農化をはやめた。しかし、反面、農業機械の急速な普及は省力化を可能にするとともに、肥料の増投・稲の品種改良・病害虫駆除・予防の進歩によって収穫はかえって増加している。このようにして55(昭30)年頃から府下の農村もいちじるしい変貌をとげた。農業センサスによると1950(昭25)年から1968(昭43)年の15年間に全国では82万5,000戸の農家、1,059万人の農業就業者が減少し多くの耕地が転用された。京都府の場合も全国的傾向とほぼ変わらず、都市に近いということから耕地の減少、農家労働力の賃労働化は全国以上に進行した。

府下の農家総数は、1950(昭25)年の8万6千戸から1968(昭43)年までに1万6千戸減少してついに7万戸となり、専業農家は50%から13%へ減じ逆に第二種兼業農家(農業が従)は22%から66%とふえた(第27表)。

これを地域別にみると、農家数は京都市および南山城の都市近郊で減少が大きいほか丹後地

第27表 農家戸数、耕地面積

区分	全 国			京 都 府		
	農家戸数 千戸	農家人口 千人	耕 地 ha (田畠)	農家戸数 千戸	農家人口 千人	耕 地 ha (田畠)
昭 25	6,176	37,811	5,048	86,856	477	47,402
昭 43	5,351	27,212	5,897(1)	70,460	337	47,900
増 減	△825	△10,599	849	△16,396	△140	502

資料: 農林省統計表

ただし注(1)は農林省耕地面積調査(昭43農業白書)

域の減少がはげしいのが特徴である。また兼業は京都市近郊農家の通勤兼業と丹後地方の機業兼業などが主たるものである。

さらに農家数の変動を經營耕地面積別にみると從来農家の中堅的存在であった0.5~1haの層が減少した反面1ha以上耕作農家がふえ經營規模拡大がわずかながら進行していることを示している(第28表・第29表)。

一方、農業基幹從事者の女性化、老人化もすすんだ。農業就業者の減少とならんで耕地の減少も顕著で1950(昭35)年から1968(昭43)年までに3,000haを減じ(開田もあり、純減ではない)、なお、その傾向がつづいている。とくに都市近郊は住宅・工場によるスプロール化の影響がめだち、丹後のへき地では耕作放棄なども始まった。

この時期における国の大企事業に新農山漁村建設事業や農業構造改善事業などがあげられ

第28表 専業、兼業別農家戸数

	農家戸数	専 業	農業が主	農業が従
昭 25	86,856	50%	28%	22%
30	83,805	27	41	32
35	82,463	28	35	37
40	76,143	15	31	54
43	70,460	13	21	66

注 1. 昭25~40は農業センサス

2. 昭43は農林省統計表

第29表 耕作面積別農家戸数

	総 数	0.5ha未満	0.5~1 ha	1~2 ha	2 ha以上
昭 25	86,856	49.8	39.8	10.2	0.1
35	82,463	47.9	39.7	11.9	0.2
40	76,143	48.3	38.1	12.9	0.4
43	70,460	49.1	37.0	13.4	0.5

注 昭25~40は農業センサス、昭43は農林省統計表

よう。

このうち新農山漁村建設事業は56(昭31)年に始まり、60(昭35)年におわったが、これは適産と農業協同化を進めることによって農林漁業の近代化をはかるもので、府下では70地域を指定、約6億円の補助と融資を行なった。

つぎに農業構造改善事業は、61(昭36)年に制定された農業基本法に基づき国的重要施策として実施されたものである。土地条件の整備のため、農道、用排水路整備、圃場整備などを通じて水稻作の増収と省力化を行なうもので、昭和37年度から着手、45年度には12市町16地域で13億円の事業を完了する予定である。

つぎにこの期における府農政は、以上のような諸情勢の変化に対応するため、農協組織の強化、土地改良、へき地対策、試験研究機関の充実に重点をおき現在に至った。

#### (1) 農業協同組合の組織強化

いわゆる基本法農政（農民の選別政策）にもかかわらず、農業経営は一般には零細規模を変えることがむつかしいので、府はその組織体である農協活動を活潑にしてこれをカバーしようという意図の下に、農協に対し組織化と運営面から指導援助してきた。技術革新の時代には農業経営を進めていく上に新技術の導入が必要となるが、農民個々の力では限界があるので農協を中心とした共同化が不可欠となる。相楽郡和束町の茶園開発、船井郡瑞穂町の70町歩の大栗園造成などの成功がその好例である。

また信用事業などのほかに最近の流通革命の時代にあって農協は農產物流通機能の発揮を迫られているが、1964(昭39)年完成の丹後地方農產物流通センター（与謝郡岩滝町、冷貯蔵庫、集選果場など）や、69(昭44)年京都經濟連総合流通センター（乙訓郡長岡町、農畜産物の計画出荷）などの施設が設けられたほか、共同出荷（丹波の茶、丹後のチューリップ、南山城の西爪など）の機能がめだっている。また最近の流通革命と豊凶による農産物価格の不安定から、産業資本に対して抵抗力の弱い農民をまもるため特別の施策が求められるようになった。このため府は、57(昭32)年綾部市農協に荒茶販売あっ旋所を設け、現金取引による両丹産茶8万貫（府下の20%）の販売を手始めに、昭和34～38年度には全国にさきがけて青果物（かんらんなど）の安値補てん制度を開始した。ついで1964(昭39)年にはこの安値補てん制度を発展させ農協を事業主体とする農畜産物価格安定事業（農協の基金積立方式による生産費補償制度）を開始した。

#### (2) 土地改良・魚礁設置など

農業の機械化がすすむなかで農道・水路・圃場の整備等土地改良の機運が一そう高まった。

すでに1897(明30)年頃から耕地整理に着手し戦前府下全耕地の2割余を達成していたが、戦後も継続してすすめられた。もっとも、土地改良には多額の資金を要するので、これには国の補助を中心とする大規模のものと、単費補助による小規模のものに分かれる。

戦後で大きいのは67(昭42)年のほ場整理（久美浜町、福知山市）、68(昭43)年の里山開発・土層改良などのほか、昭和23年度に開始42年度完成の洛西用排水事業（事業費6億円）に引き続いて洛西湛水防除事業などがあげられよう。その他67(昭42)年瑞穂町の栗園造成、舞鶴西大浦みかん園造成事業や64(昭39)年にはじまる林業構造改善事業（林道）は特筆すべきである。また水産業では1961(昭36)年伊根町に蓄養殖の共同化事業を始め、62(昭37)年には浅海開発（魚礁、タコ産卵床設置、アワビ、ハマグリ放流など）を開始した。つづいて63(昭38)年伊根沖にバス魚礁を設けたのを始め、魚礁づくりが盛んとなり、海底開発船による海底耕耘など、「とる漁業からつくる漁業」への転換が狙いとなっている。

#### (3) へき地対策

高度経済成長とともに最近は土地の立地条件による地域格差がますます大きくなり、とくに丹波、丹後の山間地帯では劣悪な条件におかれているものが多い。そこでは零細経営の上に兼業の機会も乏しいので、地域住民のためにいわゆる経済の谷間をうめてやるべき地対策が重要なとなってきた。

へき地対策事業としては1962(昭37)年へき地零細農対策事業を開始し、府と地元町の共同負担で指定地区の要望する事業に全額助成を始めた。これは土地基盤整備、家畜貸付などが主な事業となった。1968(昭43)年からは離村地域振興対策事業として離村跡地買上げ制度に着手するなどへき地対策は本格化した。また1969(昭44)年に始まった丹後縦貫林道（42km）建設や府道の整備もへき地対策としての重要な役割を果たすものである。

#### (4) 試験研究機関の充実

各地域に適った経営・技術の方法をすすめるためにはその基礎に地味な試験研究がもっとも大切であることはいうまでもない。とくに最近の技術革新、流通機構のいちじるしい変化と競争激化の時代には、早く研究成果を実行することも必要であるので、とくにこれが充実には力を注いでいる。その中でも1963(昭38)年中央家畜衛生保健所設立、64年の農業指導所設立（綾部市）、68(昭43)年の茶業研究所新築（宇治市）、林業試験場設立（和知町）などはその主なるものである。なお、67(昭42)年からは府立大学農学部と知事部局試験研究機関との間に定期的な協議会が持たれるようになったのも特筆すべきことであろう。その間蓄養漁業の魚病薬の開

発、水稻湛水、直播機の発明、茶の成分の解明、園芸作物の新品種の開発、犬の避妊薬の開発等、全国的にも著名な研究成果があった。

#### (5) 特産地形成

農業経営をのばすために特産地形成が注目されているが、地域の自然的、社会的条件を無視できない。府は1963(昭38)年には地域区分と地域でとの営農類型をきめ、各試験研究機関と協力してすすめている。そしてとくに①地域の特性に応じた経営をやる、②共同化によって達成する、ことを狙いとしている。

戦後における丹後チューリップ園、山城および丹波各地の茶園、丹波瑞穂町の栗園、舞鶴市大浦半島のみかん園、丹波の畜産等がその好例である。

#### (6) 省力化、共同化、機械化

技術革新と労力不足の時代で省力化・共同化・機械化もいちじるしくすすんだ。

1961(昭36)年頃から省力化とコスト高解消を狙ったライスセンター(穀物共同乾燥装置)が各地に設けられ始め、また稲の直播、機械による田植、簡易製茶や茶つみ機械などのほか、トラクター、ブルドーザー、バインダー(刈取り結束機)、など急速に普及した。

このようにはげしく変わりゆくなかでの農家経済の推移をみてみよう。販売金額50万円以上農家数の割合は、1960(昭35)年には0.7% (545戸) にすぎなかったが65(昭40)年には5% (3,727戸) へと上昇した(第30表)。しかし、この間における消費者物価のはげしい上昇を割引すると実質の伸びはわずかである。また農機具等の過剰投資による経営圧迫もみのがせない。今日都市労働者所得の年収平均100万円と比較すると、兼業化のさけられないことが推察できよう(第30表)。

第30表 販売金額別農家数

区分	総数		販売なし		50万円まで		50~70万円		70万円以上	
	昭35	40	35	40	35	40	35	40	35	40
山城 実数	26,611	24,204	6,783	6,985	19,416	15,336	217	1,193	195	690
山城 比率	100	100	25.3	28.9	73.2	63.3	0.8	4.9	0.7	2.9
丹波 実数	34,055	32,203	8,041	6,848	25,908	24,168	78	709	28	478
丹波 比率	100	100	23.7	21.1	76.0	75.1	0.2	2.2	0.1	1.5
丹後 実数	21,797	19,736	6,218	6,119	15,552	12,960	20	465	7	192
丹後 比率	100	100	28.5	31.0	71.3	65.6	0.1	2.4		1.0
計 実数	82,463	76,143	21,042	19,952	60,876	52,464	315	2,367	230	1,360
計 比率	100	100	25.5	26.2	73.8	68.9	0.4	3.1	0.3	1.8

注 1965中間農業センサス(昭40)

以上において府下100年の農林漁業の推移を概観したが、とくに近年経済の高度成長は、農業においても明暗両面の影響を及ぼしている。それは一面において省力農業の推進に役立つと共に反面米の需給、農業構造、価格、輸入などの諸問題が新たに提起される要因となった。特に1969(昭44)年政府はにわかに米の減反政策(全国100万トン、7%減反)をうちだし、大きな波紋をなげかけている。これは最近の稻作の進歩と豊作、それと農産物輸入拡大によってたらされたものであるが、農家経営の混乱を招き、ひいては国内食糧自給体制のめどをどうするかなど大きな問題となろうをしている。

年 表